



熊本県公報

第13472号
令和7年(2025年)
9月30日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○特定養殖共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立……………	(団体支援課) 1
○道路の供用開始……………	(道路保全課) 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止……………	
(障がい者支援課)	2
○熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務 取扱要領の一部改正……………	(監理課) 2
公 告	
○水俣都市計画用途地域の変更(水俣市決定)……………	(都市計画課) 2
○令和7年度(2025年度)熊本県震度情報システムサーバ 更新等業務委託に係る契約の相手方の決定……………	(危機管理防災課) 2
○移動式急速充電器の購入及び設置業務に係る落札結果……………	(環境立県推進課) 3
○熊本都市計画区域マスタープランの改定及び区域区分の変更 に係る公聴会の開催……………	(都市計画課) 3
○農用地利用集積等促進計画の認可……………	(担い手支援課) 4
○公共測量の終了……………	(監理課) 7
○公共測量の実施……………	(〃) 7
○公共測量の実施……………	(〃) 8
○公共測量の実施……………	(〃) 8
○令和6年度(2024年度)熊本県職員の人事行政の運営等 の状況の公表……………	(人事課) 8
登 載 依 頼	
○令和6事業年度に係る財務諸表の公告……………	(公立大学法人熊本県立大学) 64

告 示

熊本県告示第693号
漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第3項において準用する
同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区に係る区域内特
定養殖業者の同意が同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、
同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。
令和7年(2025年)9月30日

熊本県知事 木 村 敬

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
有明海のり特定第1号	荒尾漁業協同組合の地区	のり養殖業(網ひびを使用 して行うものに限る。)
有明海のり特定第3号	熊本北部漁業協同組合の地区 のうち旧長洲漁業協同組合の 地区	のり養殖業(網ひびを使用 して行うものに限る。)
有明海のり特定第4号	岱明漁業協同組合の地区のう ち旧鍋漁業協同組合の地区	のり養殖業(網ひびを使用 して行うものに限る。)
有明海のり特定第8号	横島漁業協同組合の地区	のり養殖業(網ひびを使用 して行うものに限る。)
有明海のり特定第9号	河内漁業協同組合の地区	のり養殖業(網ひびを使用 して行うものに限る。)

熊本県告示第694号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の
供用を開始する。

その関係図面は、令和7年（2025年）9月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）9月30日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	3 2 4 号	天草市五和町大字鬼池字城 2 0 5 1 番 1 地 先 から 同 所 2 0 5 2 番 2 地 先 ま で	28.5	災害復旧 工事

2 供用を開始する期日 令和7年（2025年）10月1日

熊本県告示第695号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
令和7年（2025年）9月30日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
グループホームわたぼうし 荒尾市大島字松原52番2	医療法人 洗心会 荒尾市荒尾1997番地 熊本 孝司	共同生活援助	令和7年（2025年）10月1日

熊本県告示第696号

熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
令和7年9月30日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領（平成21年熊本県告示第618号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項中「300万円」を「500万円」に、「200万円」を「350万円」に改める。
附 則
1 この要領は、令和7年10月1日から施行する。
2 この要領による改正後の熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

公 告

熊本県公告第571号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により水俣市から水俣都市計画用途地域の変更（水俣市決定）に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
令和7年（2025年）9月30日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公告第572号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）

第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）9月30日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度（2025年度）熊本県震度情報システムサーバ更新等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県知事公室危機管理防災課情報通信班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年（2025年）7月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 九州支社
福岡県福岡市中央区天神一丁目10番20号
- 5 随意契約に係る契約金額
63,470,000円（うち消費税及び地方消費税の額5,770,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第573号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）9月30日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
移動式急速充電器の購入及び設置業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県環境生活部環境局環境立県推進課ゼロカーボン企画班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年（2025年）8月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社未来樹
熊本市北区植木町有泉852番地1
- 5 落札金額
43,670,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,970,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和7年（2025年）7月11日

熊本県公告第574号

都市計画の案を作成するので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和7年（2025年）9月30日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 日時
令和7年（2025年）11月9日（日）午後2時から
ただし、公述の申出がない場合は開催しない。
- 2 場所
熊本市中央区水前寺公園28番51 ホテル熊本テルサ 1階 テルサルーム
- 3 意見を求める都市計画の原案
熊本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（原案）及び区域区分の変更（原案）のとおりに（当該原案の添付は省略し、令和7年（2025年）10月1日（水）から令和7年（2025年）11月4日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）熊本県土木部道路都市局都市計画課、県央広域本部土木部技術管理課、県北広域本部土木部技術管理課、熊本市都市建設局都市政策課、合志市都市建設部都市計画課、菊陽町都市整備部都市計画課、嘉島町都市計画課及び益城町都市計画課において閲覧に供する。）
- 4 公述の申出について

熊本都市計画区域に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入の上、持参、郵送又は電子メールで次により提出すること。

(1) 持参により提出する場合

令和7年（2025年）11月4日（火）午後5時15分までに熊本県土木部道路都市局都市計画課、県央広域本部土木部技術管理課、県北広域本部土木部技術管理課、熊本市都市建設局都市政策課、合志市都市建設部都市計画課、菊陽町都市整備部都市計画課、嘉島町都市計画課又は益城町都市計画課に提出すること。

(2) 郵送又は電子メールにより提出する場合

令和7年（2025年）11月4日（火）午後5時15分必着で、熊本県土木部道路都市局都市計画課まで提出すること。

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1
e-mail toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp

5 公述人の選定について

公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるとき、その他公聴会の目的を達成するために知事が必要と認めるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。また、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。どちらの場合も、その旨を本人に通知する。

なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。

6 傍聴について

公聴会は、原則として自由に傍聴できる。

7 公聴会に関する問合せ先

熊本県土木部道路都市局都市計画課 電話 096-333-2520
FAX 096-387-1152

（別記様式）

令和7年（2025年）10月 日

熊本県知事 木村 敬 様

公述申出人

住所

氏名

年齢

職業

電話番号

公 述 申 出 書

私は、令和7年11月9日に開催される熊本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更及び区域区分の変更に関する公聴会で、下記のとおり意見を公述したいので申し出ます。

記

意見の要旨及び理由（別紙可）

※ 公述申出書は、A4判とし、意見の要旨及び理由は、400字以内で簡潔に記載すること。

※ 記載内容（住所、氏名、年齢、職業、電話番号、意見の要旨及び理由）に不足があるときは公述できない場合があるため、漏れなく記入すること。

熊本県公告第575号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年（2025年）9月30日

熊本県知事 木村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
片山 榮次	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市水野字修理田389ほか

				6 筆
坂田 玉美	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市水野字畑田263ほか2筆
西川 美智代	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市水野字玉口1207-1ほか3筆
前田 滝代	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市水野字修理田408ほか1筆
福永 邦子	荒尾市	坂田 光也	荒尾市	荒尾市水野字畑田233-1
上田 エツ子	荒尾市	牧 康浩	荒尾市	荒尾市水野字三ノ添161ほか9筆
上田 新一	荒尾市	牧 康浩	荒尾市	荒尾市水野字扇浦1564ほか1筆
上田 ミドリ	荒尾市	牧 康浩	荒尾市	荒尾市水野字君ヶ浦418-1ほか10筆
浦 さゆり (亡) 村田 友弘	荒尾市	牧 康浩	荒尾市	荒尾市水野字修理田379
城戸 捷子	荒尾市	牧 康浩	荒尾市	荒尾市水野字修理田390
島村 一彦	荒尾市	牧 康浩	荒尾市	荒尾市水野字縄手279ほか2筆
島村 駿一 (亡) 島村 ミツイ	荒尾市	牧 康浩	荒尾市	荒尾市水野字畑田259
下田 博春	荒尾市	牧 康浩	荒尾市	荒尾市一部字下田1107-1ほか3筆
田中 都子 (亡) 土山 秋義	荒尾市	牧 康浩	荒尾市	荒尾市水野字修理田380-1ほか1筆
前畑 順子	荒尾市	牧 康浩	荒尾市	荒尾市牛水字中牟田1250
前村 敏	荒尾市	牧 康浩	荒尾市	荒尾市水野字修理田381
宮崎 淳一 (亡) 宮崎 利勝	荒尾市	牧 康浩	荒尾市	荒尾市一部字牟田976-1
森田 正親 (亡) 森田 ノリエ	荒尾市	牧 康浩	荒尾市	荒尾市水野字修理田392ほか2筆
牧 康浩	荒尾市	牧 康浩	荒尾市	荒尾市水野字縄手294
宮崎 淳一	荒尾市	牧 康浩	荒尾市	荒尾市一部字牟田976-2
尾上 鶴江	福岡県 福岡市	牧 康浩	荒尾市	荒尾市水野字縄手295ほか7筆
月岡 康則	長洲町	牧 康浩	荒尾市	荒尾市一部字北田827-1
奥田 昭仁	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市増永字中牟田1706-1
片山 秀人	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市高浜字数根666-1
北野 忠明	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市高浜字数根681-1
坂田 精次	熊本市	前田 真也	荒尾市	荒尾市増永字中牟田1705-1
坂田 ムヤ子	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市増永字中牟田1710-1ほか2筆
白石 和孝 (亡) 白石 久子	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市高浜字数根684-1

竹田 公幸	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市水野字君ヶ浦473
田上 恵子 (亡) 田上 一信	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市水野字修理田362-1 ほか6筆
田端 孝司	千葉県 流山市	前田 真也	荒尾市	荒尾市増永字中牟田1708-1
田端 征子 (亡) 田端 節男	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市増永字合路1643ほか 2筆
土山 君子	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市水野字畑田244-2
土山 浩司	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市水野字君ヶ浦430
土山 廣美	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市水野字畑田244-3
中尾 久良	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市一部字牟田967-1ほ か1筆
中島 伸治	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市高浜字数根689-1
中島 信子	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市高浜字数根676-1
中村 剛	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市高浜字数根692-1
中村 正人	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市高浜字吸田856-3
嶋村 由美子	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市水野字縄手314-1ほ か7筆
西川 ヒサコ	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市水野字縄手283ほか1 筆
西田 悦子	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市高浜字数根691-1ほ か1筆
濱田 照美 (亡) 濱田 光	長洲町	前田 真也	荒尾市	荒尾市高浜字吸田856-1
原田 邦浩	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市高浜字数根672-1
福永 邦子	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市牛水字七杖2140-1
藤丸 征四郎	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市牛水字吸田2250ほか 1筆
本田 浩美 (亡) 森田 清次	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市水野字玉口1208-1 ほか3筆
前田 雅美	福岡県 大牟田 市	前田 真也	荒尾市	荒尾市水野字縄手282
松井 成子 (亡) 北野 學	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市高浜字吸田856-2
宮丸 スミエ	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市高浜字数根667-1
宮本 俊彦	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市牛水字平潟1400ほか 1筆
村島 新太郎	玉名市	前田 真也	荒尾市	荒尾市高浜字北ノ後289
上藤 博美 (亡) 片山 郁男	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市高浜字北ノ後288
下田 博春	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市一部字牟田968-1
土山 浩文 (亡) 土山 喬	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市水野字玉口1203-1 ほか1筆
土山 チエ子	荒尾市	前田 真也	荒尾市	荒尾市水野字畑田246-1

外1名				
鮫島 鏡子	佐賀県 鳥栖市	園原 悟	荒尾市	荒尾市上平山字小代山1382 ー5ほか2筆
小川 佳宏	荒尾市	西川 政勝	荒尾市	荒尾市金山字上鷺巣786ー1
宮川 健太 (亡)宮川 幸人	玉名市	西川 政勝	荒尾市	荒尾市金山字道出966
山本 一寿	荒尾市	隅倉 幸恵	荒尾市	荒尾市牛水字南宅地242ー2
澤田 育生	宇土市	澤田 誠一	宇土市	宇土市走潟町字走潟370ー1 ほか1筆
橋本 つや子 (亡)橋本 昭	宇土市	勝永 博貴	宇土市	宇土市網津町字上ノ割518ー 1
鍬守 義光	宇土市	鍬守 芳寿	宇土市	宇土市上網田町字早馬445
古賀 義満	宇城市	有限会社グリー ンサポート	宇城市	宇城市豊野町糸石字下借上12 4ほか1筆
野田 誠治	宇城市	有限会社グリー ンサポート	宇城市	宇城市豊野町巢林字京ノ坪48 2
吉田 浩志	宇城市	久我 圭人	熊本市	宇城市豊野町下郷字歌ノ島61 3ほか2筆
宮原 和代	宇城市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町古保山字東谷30 74ー3ほか1筆
徳田 勇次	宇城市	合同会社押忍 ファーム	宇城市	宇城市松橋町古保山字大道31 24ー3ほか1筆
呉藤 政春	宇城市	呉藤 政春	宇城市	宇城市松橋町古保山字東谷29 84ー3
西寺 繁喜	美里町	吉田 起登	美里町	下益城郡美里町大沢水字津留牧 254

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人走潟	宇土市	宇土市走潟町字走潟140ー3ほか2筆

2 認可年月日
令和7年(2025年)9月19日

熊本県公告第576号
測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本県県北広域本部玉名地域振興局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和7年(2025年)9月30日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(県営第五玉名地区水利施設等保全高度化事業に係る基準点測量)	令和7年(2025年) 5月15日から 令和7年(2025年) 8月29日まで	玉名市月田の一部、玉名郡和水町瀬川の一部地内

熊本県公告第577号
測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和7年(2025年)9月30日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（現地測量、路線測量（横断測量））	令和7年（2025年） 9月18日から 令和8年（2026年） 2月27日まで	熊本県宇城市松橋町豊崎地内

熊本県公告第578号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県県南広域本部球磨地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年（2025年）9月30日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量（3級、4級）、水準測量（3級）、現地測量、路線測量）	令和7年（2025年） 9月2日から 令和8年（2026年） 1月15日まで	錦町木上北地内

熊本県公告第579号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県県南広域本部球磨地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年（2025年）9月30日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量（2級、4級）、水準測量（3級）、現地測量）	令和7年（2025年） 8月19日から 令和8年（2026年） 1月28日まで	相良村川辺

熊本県公告第580号

熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年熊本県条例第1号）第6条の規定により、熊本県職員の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和7年（2025年）9月30日

熊本県知事 木 村 敬

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の採用

令和6年度（2024年度）に新たに採用された一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員（フルタイム）を除く。）を除く。）及び再任用された職員の状況は、次のとおりである。

【新規採用】

（単位：人）

区 分	試験の種類				選 考	任期付	会計年度 任用職員 (フルタイム)	合 計
	大卒程度	民間経験者	短大卒程度	高卒程度				
一般行政職	130	19	0	47	21	39	3	259
警 察 職	36	0	0	42	0	0	0	78
教 育 職	0	0	0	0	365	0	0	365
企 業 職	0	0	0	1	0	0	0	1
技能労務職	0	0	0	0	0	0	1	1
合 計	166	19	0	90	386	39	4	704

【再任用】 (単位：人)

区 分	フルタイム	短時間	合 計
一般行政職	108	90	198
警 察 職	2	14	16
教 育 職	336	52	388
企 業 職	0	0	0
技能労務職	31	1	32
合 計	477	157	634

(注) 一般行政職、警察職、教育職、企業職及び技能労務職の区分は、次のとおりである。

- | | |
|---------|------------------|
| ① 一般行政職 | ②～⑤以外の職員 |
| ② 警 察 職 | 公安職給料表が適用される職員 |
| ③ 教 育 職 | 教育職給料表が適用される職員 |
| ④ 企 業 職 | 企業職給料表が適用される職員 |
| ⑤ 技能労務職 | 技能労務職給料表が適用される職員 |

(2) 職員の離職

令和6年度(2024年度)に離職した一般職の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員(フルタイム)を除く。))を除く。)の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	定年退職	勧奨退職	そ の 他						合 計
			分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	普通退職	
一般行政職	67	26	0	0	0	7	82	187	369
事 務 職	39	19	0	0	0	5	55	109	227
技 術 職	28	7	0	0	0	2	27	78	142
警 察 職	22	4	0	1	0	4	1	73	105
教 育 職	240	35	1	2	2	7	0	217	504
企 業 職	4	0	0	0	0	0	0	0	4
技能労務職	13	0	0	0	0	0	13	4	30
合 計	346	65	1	3	2	18	96	481	1,012

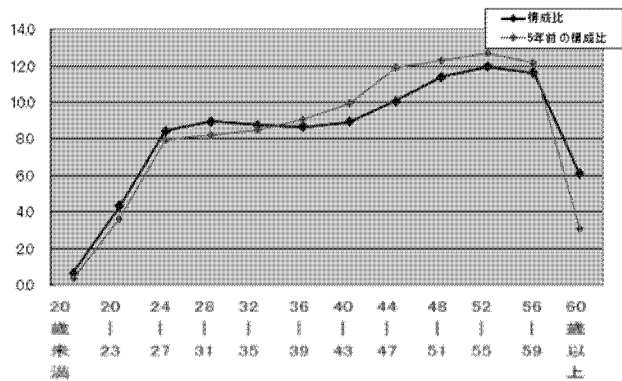
(3) 職員数の状況

- ① 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在) (単位：人)

区分 部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		R7.4.1 (2025.4.1)	R6.4.1 (2024.4.1)		
一般行政	議 会	29	29	0	
	総 務	712	712	0	
	税 務	211	212	▲ 1	(減) 職員配置の見直し
	労 働	72	75	▲ 3	(減) 職員配置の見直し
	農林水産	1,194	1,206	▲ 12	(減) 退職者不補充
	商 工	222	206	16	(増) 業務増
	土 木	799	793	6	(増) 業務増
	民 生	475	463	12	(増) 業務増
	衛 生	520	524	▲ 4	(減) 職員配置の見直し
	小 計	4,234	4,220	14	
教 育		11,753	11,802	▲ 49	(減) 退職者不補充
警 察		3,503	3,521	▲ 18	(減) 職員配置の見直し
公営企業等	病 院	92	92	0	
	下 水 道	8	8	0	
	そ の 他	79	77	2	(増) 業務増
	小 計	179	177	2	
合 計		19,669	19,720	▲ 51	
		[26,877]	[26,870]	[7]	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。
2 [] 内は、条例定数の合計である。
3 職員数は、総務省の「地方公共団体定員管理調査」に基づき同省に報告したものである。

② 年齢別職員構成の状況（令和7年（2025年）4月1日現在）



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	137	851	1,658	1,767	1,723	1,703	1,757	1,984	2,242	2,355	2,286	1,206	19,669

③ 知事部局における定員管理の数値目標及び達成状況

ア 令和6年（2024年）4月1日から令和10年（2028年）4月1日までにおける定員管理の数値目標

R6.4.1 (2024.4.1)	R10.4.1 (2028.4.1)	増減数	増減率
職員数	職員数		
4,229	4,229	0	0.0%

(注) 知事部局以外の公営企業、教育委員会、警察本部、各種委員会等の職員についても、知事部局の取組を踏まえた適正な定員管理に努めている。

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R6～R10 (2024～ 2028)	(参考)
	計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	計	数値目標
職員数	4,176	4,193	－	－	－	／	4,229
増減	／	17 (0.4%)	－ (%)	－ (%)	－ (%)	17 (0.4%)	－ (%)

- (注) 1 計画期間は、令和6年(2024年)4月1日～令和10年(2028年)4月1日の4年間である。
2 ()内の数値は、増減率を示す。
3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。
4 職員数は、市町村派遣医師を含み、公立大学法人熊本県立大学派遣及び1年以上の臨時職員を除く。

2 職員の人事評価の状況

【知事部局】

概要(令和6年度(2024年度))

評価の対象	知事部局の一般職の職員
評価者	一次評価者 二次評価(最終評価)者
評価対象期間	能力評価 令和5年(2023年)10月1日～令和6年(2024年)9月30日 業績評価 令和6年(2024年)4月1日～令和6年(2024年)9月30日 令和6年(2024年)10月1日～令和7年(2025年)3月31日
評価方法	能力評価: 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を5段階で評価 業績評価: 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標以外の取組みにより、その業務上の業績を5段階で評価
評価結果の活用方法	職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

【企業局】

概要(令和6年度(2024年度))

評価の対象	企業局の一般職の職員
評価者	一次評価者 二次評価(最終評価)者
評価対象期間	能力評価 令和5年(2023年)10月1日～令和6年(2024年)9月30日 業績評価 令和6年(2024年)4月1日～令和6年(2024年)9月30日 令和6年(2024年)10月1日～令和7年(2025年)3月31日
評価方法	能力評価: 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を5段階で評価 業績評価: 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標以外の取組みにより、その業務上の業績を5段階で評価
評価結果の活用方法	職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

【病院局】

概要(令和6年度(2024年度))

評価の対象	病院局の一般職の職員
評価者	一次評価者 二次評価(最終評価)者
評価対象期間	能力評価 令和5年(2023年)10月1日～令和6年(2024年)9月30日 業績評価 令和6年(2024年)4月1日～令和6年(2024年)9月30日 令和6年(2024年)10月1日～令和7年(2025年)3月31日
評価方法	能力評価: 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を5段階で評価 業績評価: 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標以外の取組みにより、その業務上の業績を5段階で評価
評価結果の活用方法	職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

【教育委員会】

概要（令和6年度（2024年度））

評価の対象	(事務局分) 教育委員会事務局の職員 (学校分) 常勤で勤務する県立学校教職員及び市町村立学校の県費教職員
評価者	(事務局分) 1次評価者、2次評価者（最終評価者） (学校分) 1次評価者、2次評価者（最終評価者）
評価対象期間	(事務局分) 能力評価 令和5年（2023年）10月1日 ～ 令和6年（2024年）9月30日 業績評価 令和6年（2024年）4月1日 ～ 令和6年（2024年）9月30日 令和6年（2024年）10月1日 ～ 令和7年（2025年）3月31日
評価方法	(事務局分) 能力評価：評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を5段階で評価 業績評価：職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標以外の取組みにより、その業務上の業績を5段階で評価 (学校分) 能力評価：評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の課程において発揮された教職員の能力について、具体的な行動内容に照らして5段階で評価する。 業績評価：校長が示した学校教育目標を基本的な方向として、教職員があらかじめ設定した具体的な目標の達成度や課程、その他設定目標以外の取組状況等を踏まえて5段階で評価する。
評価結果の活用方法	(事務局分) 職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用 (学校分) 教職員の資質向上、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

【警察本部】
概要（令和6年度（2024年度））

評価の対象	熊本県警察に勤務する職員（地方警務官、非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。）、条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員を除く。）
評価者	評価者 調整者 確認者
評価対象期間	【能力評価】 令和5年12月2日～令和6年12月1日 【業績評価】 令和5年12月2日～令和6年6月1日 令和6年6月2日～令和6年12月1日
評価方法	【能力評価】 各職級ごとに定めた評価項目の着眼点に基づき、職員の総合的な職務遂行能力を7段階で評価（S：極めて優れている、A：優れている、B：やや優れている、C：普通、D：やや物足りない、E：物足りない、F：まったく物足りない） 【業績評価】 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度及び目標以外の実績を4段階で評価（A：特に優秀、B：優秀、C：良好、D：良くない）
評価結果の活用方法	職員の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用

3 職員の給与の状況
令和7年（2025年）4月1日現在のラスパイレス指数、職員の平均年齢、平均給料月額等の国及び都道府県平均値等は、確定後公表する。

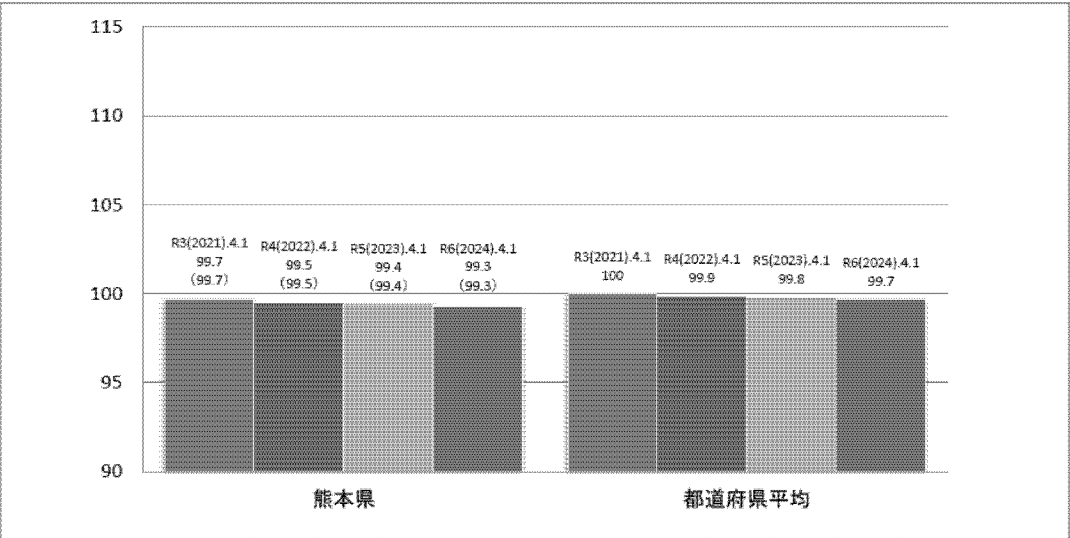
(1) 総括
① 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年(2025年)1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支 千円	人 件 費 千円	人 件 費 率 %	(参考) 令和5年度(2023年度)の人件費率
令和 6年度 (2024年度)	人 1,716,360	千円 880,334,474	千円 21,662,793	千円 183,006,591	% 20.8	% 18.8

② 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度 (2024年度)	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	19,490	82,698,596	16,549,456	33,894,955	133,143,007	6,831	

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数は、令和6年(2024年)4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。
- ③ ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ()内の数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

④ 給与改定の状況
ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A-B	勧 告 (改定率)	
令和7 年度 (2025年度)	円	円	円	%	%

(参考) 国の改定率
%

(注)「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

イ 特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較 差 A-B	勧 告 (改定月数)	
令和7年度 (2025年度)	月	月	月	月	月

(参考) 国の年間支給月数
月

(注)「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

⑤ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

ア 給料表の見直し

- [実施時期] 本県人事委員会の平成27年(2015年)勧告に基づき、平成28年度(2016年度)より実施。
[内 容] 国の俸給表等に準じた給料表に切り替える(給料表の水準を平均2%引き下げ)
[経過措置] 現給保障あり(平成30年度(2018年度)から現給保障を縮減し、令和元年度(2019年度)をもって終了)

イ 地域手当の見直し

級区分、対象地域の見直しは国に準じて実施。
ウ その他の見直し内容
単身赴任手当の見直し（国家公務員の取扱いに準拠）

- (2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況
① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年（2025年）4月1日現在）
ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
熊本県	42.6 歳	333,192 円	404,921 円	358,648 円
国	歳	円	- 円	円
都道府県平均	歳	円	円	円

イ 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
熊本県	55.7 歳	137 人	329,010 円	364,188 円	342,389 円	-	-	-	-
うち用務員	49.6 歳	35 人	324,589 円	352,560 円	341,921 円	用務員	歳	円	
うち運転士	59.9 歳	23 人	313,626 円	351,607 円	316,474 円	自家用乗用自動車運転士	歳	円	
うち学校給食員	57.5 歳	4 人	328,950 円	334,405 円	328,950 円	調理士	歳	円	
うち巡視	58.3 歳	1 人	363,400 円	368,400 円	366,400 円	守衛	歳	円	
国	歳	人	円	円	円	-	-	-	-
都道府県平均	歳	人	円	円	円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
熊本県	-	-	-
うち用務員	5,755,720 円	円	
うち運転士	5,559,084 円	円	
うち学校給食員	5,607,960 円	円	
うち巡視	6,256,300 円	円	

- (注) 1 令和7年（2025年）4月1日現在の技能労務職給料表適用者（国の海事職俸給表（二）の適用を受ける職員に相当する職員及び企業局、病院局の職員を除く。）を対象に作成している。
2 年収ベースの「公務員（C）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したもの、前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値である。

ウ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本県	46.2 歳	393,681 円	440,715 円
都道府県平均	歳	円	円

エ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本県	44.2 歳	372,899 円	411,964 円
都道府県平均	歳	円	円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
熊本県	38.4 歳	339,801 円	447,223 円	364,774 円
国	歳	円	円	円
都道府県平均	歳	円	円	円

- (注) 1 「平均給料月額」とは令和7年（2025年）4月1日現在における各職

- 種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

② 職員の初任給の状況（令和7年（2025年）4月1日現在）

区 分		熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	192,400 円	185,700 円
県立学校教育職	大 学 卒	252,000 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円
市立学校教育職	大 学 卒	252,000 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円
警 察 職	大 学 卒	254,900 円	255,200 円
	高 校 卒	226,000 円	216,400 円

③ 職員の経験年齢別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年（2025年）4月1日現在）

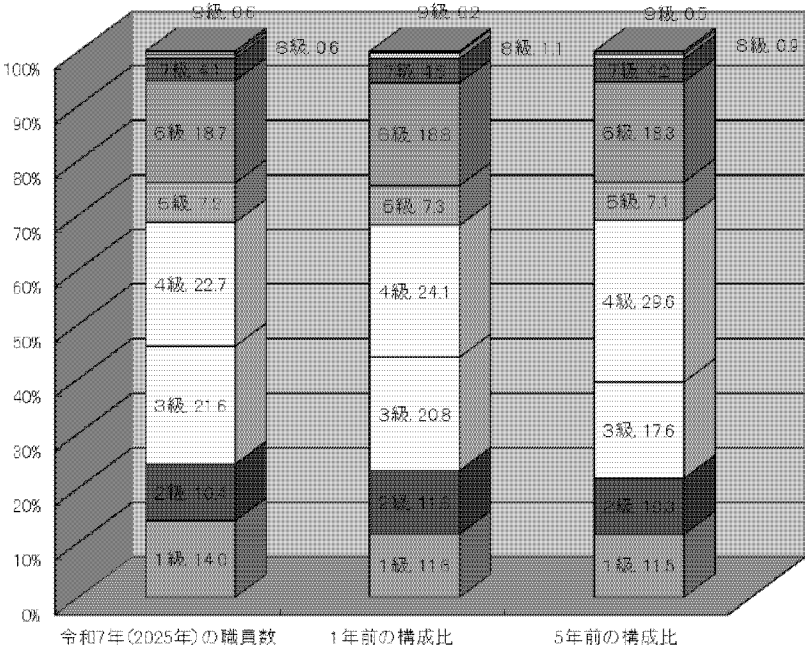
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	284,353 円	363,169 円	389,866 円	406,569 円
	高 校 卒	254,563 円	316,506 円	362,075 円	375,557 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
県立学校教育職	大 学 卒	330,628 円	393,055 円	423,161 円	435,572 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
市立学校教育職	大 学 卒	335,402 円	391,127 円	417,118 円	428,146 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
警 察 職	大 学 卒	300,868 円	380,120 円	418,644 円	421,811 円
	高 校 卒	286,506 円	341,017 円	390,146 円	418,064 円

（注）「－」の区分は、対象職員が少数若しくは無いため公表を控えている。

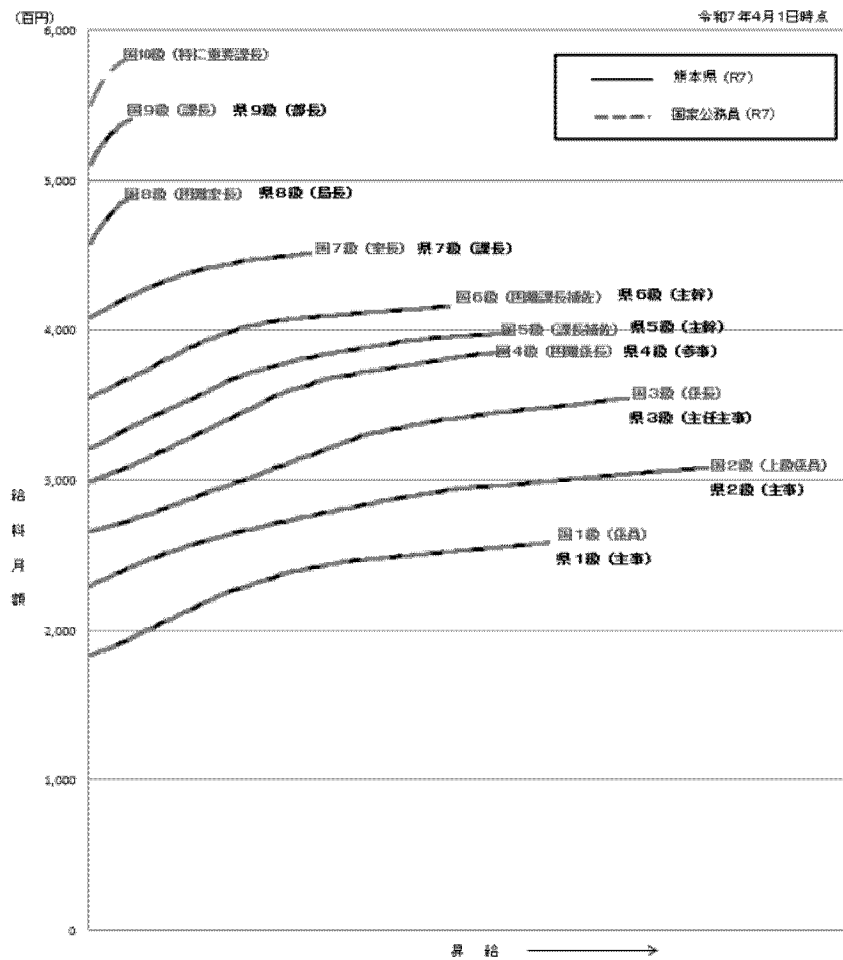
- (3) 一般行政職の級別職員数等の状況
- ① 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年（2025年）4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事又は技師の職務	人	%	円	円
		632	14.0	183,500	258,100
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	人	%	円	円
		468	10.4	230,000	308,500
3 級	1 参事の職務 2 主任主事又は主任技師の職務	人	%	円	円
		976	21.6	263,500	354,700
4 級	1 広域本部又は地域振興局の副部長又は課長の職務 2 主幹の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	人	%	円	円
		1,023	22.7	298,800	386,100
5 級	1 課長補佐の職務 2 広域本部又は地域振興局の相当困難な業務を行う副部長又は課長の職務 3 相当困難な業務を行う主幹の職務	人	%	円	円
		327	7.2	321,300	398,200
6 級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 困難な業務を行う課長補佐の職務 3 広域本部又は地域振興局の部長又は局次長の職務 4 広域本部又は地域振興局の困難な業務を行う副部長又は課長の職務 5 審議員の職務 6 困難な業務を行う主幹の職務	人	%	円	円
		842	18.7	355,200	415,700
7 級	1 本庁の局長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 本庁又は委員会等の事務局の困難な業務を行う課長の職務 4 地域振興局長の職務 5 広域本部又は地域振興局の困難な業務を行う部長又は局次長の職務 6 首席審議員の職務 7 困難な業務を行う審議員の職務	人	%	円	円
		187	4.1	408,300	450,900
8 級	1 本庁の困難な業務を行う局長の職務 2 相当困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 3 困難な業務を行う地域振興局長の職務 4 困難な業務を行う首席審議員の職務	人	%	円	円
		29	0.6	458,300	488,500
9 級	1 本庁の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 4 広域本部長の職務	人	%	円	円
		27	0.6	510,200	540,900

(注) 1 熊本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



② 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年（2025年）4月1日現在）



③ 昇給への人事評価の活用状況

令和6年(2024年)4月2日から 令和7年(2025年)4月1日まで における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

熊 本 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度(2024年度))	1人当たり平均支給額(令和6年度(2024年度))
1,860 千円	—
(令和6年度(2024年度)支給割合)	(令和6年度(2024年度)支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.50 月分 2.10 月分	2.50 月分 2.10 月分
(1.40) 月分 (1.00) 月分	(1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・ 役職加算 5～20 %	・ 役職加算 5～20 %
・ 管理職加算 15～25 %	・ 管理職加算 15～25 %

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。
【参考】 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

令和6年度(2024年度)中 における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している		
活用している昇給区分	支給可能な 成績率	支給可能な 成績率
上位、標準、下位の区分	○	○
上位、標準の区分		
標準、下位の区分		
標準の区分のみ(一律)		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

② 退職手当 (令和7年(2025年)4月1日現在)

熊 本 県	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置	その他の加算措置 早期退職募集制度
3～30%加算	3～45%加算
(退職時特別昇給 なし)	
1人当たり平均支給額 5,254 千円 22,347 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度(2024年度)に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当 (令和7年(2025年)4月1日現在)

支給実績(令和6年度(2024年度)決算)		70,055	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度(2024年度)決算)		833,988	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	33 人	20.0 %
大阪府大阪市	16.0 %	8 人	16.0 %
神奈川県横浜市	16.0 %	1 人	16.0 %
東京都府中市	15.0 %	1 人	16.0 %
東京都八王子市	15.0 %	0 人	16.0 %
埼玉県さいたま市	14.0 %	1 人	12.0 %
京都府京都市	9.0 %	1 人	8.0 %
福岡県福岡市	9.0 %	7 人	8.0 %
福岡県太宰府市	5.0 %	2 人	4.0 %
石川県金沢市	3.0 %	1 人	4.0 %
北海道札幌市	3.0 %	1 人	4.0 %
長崎県長崎市	2.0 %	1 人	- %
(医師・歯科医師職)	16.0 %	34 人	- %
上記以外の市町村	%	人	%
平均支給率	16.12 %	-	16.29 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

支給実績(令和6年度(2024年度)決算)	796,950 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度(2024年度)決算)	116,718 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度(2024年度))	35.0 %
手当の種類(手当数)	61 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度(2024年 度)決算)	左記職員に対する支給単価
1 税務手当	広域本部又は自動車税事務所に勤務する職員	県税の賦課又は徴収に従事したとき	41,554千円	月額 20,000円 日額 1,000円
2 感染症防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき	千円	日額 290円～760円
3 放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき	221千円	診療放射線技師等 日額 350円 作業介助者 日額 230円
4 漁ろう手当	天草拓心高等学校所管の船舶に乗り込む船員	漁ろうに従事したとき	千円	・漁ろうに従事したとき 1航海の水揚げ総額から販売に要する諸経費の額を控除して得た額の2割の範囲内で支給 ・漁ろう実習に従事したとき 日額 2,500円
5 福祉業務手当	・福祉事務所に勤務する職員 ・福祉総合相談所又は八代児童相談所に勤務する児童福祉司	福祉に関する現業業務に従事したとき	7,576千円	・福祉事務所に勤務する職員 日額 600円 ・福祉総合相談所又は八代児童相談所に勤務する児童福祉司 月額 6,600円
6 潜水手当 第18号作業	・水産研究センターに勤務する職員 ・警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 ・天草拓心高等学校所管の船舶に乗り込む船員	潜水器具を着用して行う潜水作業に従事したとき	47千円	1時間あたり 20メートルまで310円 30メートルまで780円 30メートル超1,500円
7 精神保健指定医等 従事手当	精神保健指定医である職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく診察、診察の立ち会い、移送等に従事したとき	39千円	日額 290円
8 有害薬品等取扱 作業手当	有害薬品等による化学的試験に従事する職員又は病虫害防除作業に従事する職員	有害薬品等による化学的試験又は病虫害防除作業に従事したとき	708千円	日額 290円
9 種雄牛馬取扱作業 手当	農業研究センター又は広域本部に勤務する職員	種雄牛、種雄馬又は種雄豚について自然交配若しくは精液採取の作業又は制御作業に従事したとき	657千円	日額 230円
10 舎監兼務手当	本来の勤務のほか舎監としてその附属寄宿舍における入所生の指導及び監督並びに当該寄宿舍の管理の業務に従事する職員	本来の勤務のほか舎監としてその附属寄宿舍における入所生の指導及び監督並びに当該寄宿舍の管理の業務に従事したとき	千円	日額 100円又は300円
11 訓練教育手当	職業能力開発校又は職業能力開発短期大学校に勤務する職業訓練指導員、農業大学校に勤務する職員	職業訓練業務、研修教育業務、教育訓練業務に従事したとき	13,095千円	日額 1,200円
12 速記手当	熊本県議会事務局に勤務する職員	速記業務に従事したとき	千円	日額 700円
13 と畜検査等手当	と畜検査員又は食鳥検査員	獣畜又は食鳥のと殺又は解体に係る検査業務に従事したとき	142千円	日額 300円
14 夜間看護手当	こども総合療育センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき	6,269千円	1回につき 2,150円～7,300円

15 用地交渉従事手当 第14号作業	・公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償の業務等に従事する職員 ・全警察職員	直接用地交渉に従事したとき	372千円	日額 700円 (夜間 1,000円)
16 消防訓練従事手当	消防職員及び消防団員の訓練指導にもつぱら従事する職員	レンジャー訓練、油火災消火訓練、中・高層建築物における避難救助訓練に従事したとき	263千円	日額 720円
17 特殊現場作業手当 第28号作業	①坑内作業に従事する職員 ②建築物、橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員並びに衛生又は公害に関する調査及び検査に従事する職員 ③橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ④かんがい排水事業における隧道工事、橋脚の潜函工事等に従事する職員 ⑤土木技術の職員のうち、①～④以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ⑥総務部及び広域本部に勤務する職員 ⑦農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員 ⑧ダム管理所に勤務する職員 ⑨警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	①トンネル及びたて坑の坑内で行う作業に従事したとき ②地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき ③水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき ④圧搾空気内で行う作業に従事したとき ⑤別に知事が定める業務に従事したとき ⑥火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査に従事したとき ⑦ガラスハウス等内で1日につき2時間以上の作物の栽培管理又は生育調査の作業に従事したとき ⑧大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機械設備の点検及び整備の作業に従事したとき ⑨工事の測量、指導、監督又は検査の作業に従事したとき	868千円	① 日額 560円 ② 日額 220円又は320円 ③ 日額 220円 ④ 日額 210円～1,000円 ⑤ 日額 400円 ⑥ 日額 750円 ⑦ 日額 300円 ⑧ 日額 150円 ⑨ 高所における作業 日額 220円又は320円 道路上における作業 日額 400円
18 漁業取締手当	漁業取締に従事する職員	海上において、被疑者の追跡、立入検査又は取調べの業務に従事したとき	60千円	日額 550円
19 航空機とう乗作業 手当 第21号作業	・災害被害状況調査業務並びに防災消防業務及び当該業務に関する訓練業務に従事する職員 ・全警察職員	航空機にとう乗して業務に従事したとき	3,323千円	1時間あたり 1,900円 (警察職員は 整備士 2,200円 その他 1,900円)
20 衛生検査業務 従事手当	保健所又はこども総合療育センターに勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師	臨床検査技師等に関する法律に規定する検査業務に従事したとき	229千円	日額 290円
21 し尿処理施設検査 等従事手当	環境保全課若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は環境保全課、保健環境科学研究所若しくは保健所で公害関係業務に従事する職員	し尿処理施設の機能及び処理装置の検査の業務、家畜のふん尿に係る公害を防止するため、施設等に立ち入って行う検査及び調査の業務に従事したとき	16千円	日額 230円
22 い草取扱作業手当	農業研究センターに勤務する職員	染土附着後のい草を乾燥機により乾燥する作業、貯蔵庫内におけるい草の搬入搬出作業、い草の選別作業に従事したとき	19千円	日額 220円

23 結核患者等訪問指導手当	保健所に勤務する職員	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、結核登録票に登録されている者の家庭を訪問し、必要な指導を行ったとき ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、精神障害者を訪問し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する指導を行ったとき	167千円	日額 230円
24 狂犬病防疫作業手当	保健所又は動物愛護センターに勤務する職員	狂犬病予防法に規定する予防注射、犬の抑留、死体の引き取り、犬の一斉検診又は臨時の予防注射、病性鑑定のための措置、けい留されていない犬の抑留又は薬殺を行ったとき	33千円	日額 360円
25 植物検疫防除手当	病害虫防除所に勤務する職員	植物検疫法に規定する、検疫に関する事務、市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関する事務、発生予防事業に関する事務等に従事したとき	1,033千円	給料月額/6/100の額
26 小型船舶海上作業手当	水産技術の職員及び公害関係の職員	総トン数5トン未満の船舶又は舟を使用して、試験研究等に係り船上での測定、計量等の作業及びこれに付随する作業に従事したとき	75千円	日額 220円
27 公共土木施設災害応急作業手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	2千円	日額 710円～2,160円
28 夜間定時制等勤務手当	夜間の定時制課程又は夜間学級に係る業務に従事する職員	正規の勤務時間内において行われる業務に午後5時以降において2時間以上従事したとき	235千円	1日につき 130円
29 昼夜間兼務手当	所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行った職員	所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行ったとき	110千円	1時間につき 1,500円
30 夜勤手当	家畜の分娩、水産実習のため夜間に勤務した職員	家畜の分娩、水産実習のため夜間に勤務したとき	千円	1夜につき 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円
31 面接指導手当	通信教育において面接して指導を行った職員	通信教育において面接して指導を行ったとき	千円	1時間につき1,600円
32 学力検査手当	高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行った職員	高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行ったとき	2,568千円	1時間につき300円
33 農業水産管理手当	農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事した職員	農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事したとき	4,250千円	日額 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円
34 教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事する職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事するとき	296,609千円	1日につき 1,650円～8,000円
35 多学年学級担当手当	2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教諭又は講師	当該学級における授業又は指導に従事したとき	4,923千円	1日につき 2複式学級 290円 3複式学級 350円

36 教育業務連絡指導 手当	管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当する教諭又は養護教諭	管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当するとき	81,629千円	1日につき 200円
37 第1号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業に従事したとき	55,089千円	1日につき 560円
38 第2号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	犯罪鑑識作業に従事したとき	2,594千円	犯罪現場 1日につき 560円 犯罪現場以外 1日につき 280円
39 第3号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	無線自動車運転作業に従事したとき	19,627千円	1日につき 420円
40 第5号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	交通捜査作業及び交通整理作業に従事したとき	27,667千円	交通捜査作業 1日につき 高速隊 840円(夜間1,260円) その他 560円(夜間840円) 交通整理作業 1日につき 高速隊 460円 その他 310円
41 第6号作業	全警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業等に従事したとき	千円	1日につき 250円～4,600円
42 第8号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	白バイ運転作業に従事したとき	1,020千円	1日につき 560円
43 第9号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	感染症被留置者看守作業及び被留置者看守作業に従事したとき	4,805千円	感染症被留置者看守作業 1日につき 290円 その他看守作業 1日につき 240円
44 第10号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	感染症被留置者護送作業及び被留置者護送作業に従事したとき	2,577千円	感染症被留置者護送作業 1日につき 290円 その他護送作業 1日につき 240円
45 第11号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	警ら作業(船舶に乗り組んで行う作業を除く。)に従事したとき	45,747千円	1日につき 340円
46 死体処理手当 死体処理作業手当 第13号作業	全職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき	36,852千円	1体につき 1,600円～3,490円
47 第15号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が夜間において行われる業務に従事したとき	110,897千円	1回につき 730円
48 第17号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	爆発物処理作業、火薬類等製造施設災害調査作業に従事したとき	83千円	爆発物処理作業 1回につき 5,200円 火薬類等製造施設災害調査作業 1日につき750円
49 災害警備等作業手当 第19号作業	全警察職員	災害警備等作業、救難救助作業、救難救助訓練作業に従事したとき	97千円	災害警備等作業 1日につき 840円～2,160円 救難救助作業 1日につき 840円～1,680円 救難救助訓練作業 1日につき 400円

50 第20号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員(航空機操縦作業については、全警察職員)	航空機操縦作業、航空機整備作業に従事したとき	3,392千円	航空機操縦作業 1時間につき 5,100円 航空機整備作業 整備士 1日につき 1,410円
51 第22号作業	全警察職員	航空機とう乗危険作業に従事したとき	59千円	操縦士 1時間につき 760円 整備士 1時間につき 660円 その他の警察職員 1時間につき 570円
52 第24号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	遠隔地水上警戒作業、船舶警ら等作業に従事したとき	61千円	遠隔地水上警戒作業 1日につき 1,100円(夜間1,650円) 船舶警ら等作業 1日につき 340円
53 第25号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	緊急夜間作業に従事したとき	1,467千円	1回につき 1,240円
54 第26号作業	全警察職員	身辺警護等作業に従事したとき	1,013千円	1日につき 640円～1,150円
55 第27号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等作業及び暴力団等から危害を加えられるおそれがある者の警戒作業に従事したとき	51千円	1日につき 820円～1,640円
56 道路上作業手当	広域本部地域振興局に勤務する職員	道路の維持補修等の作業に従事したとき	千円	1日につき 150円
57 特殊自動車運転業務手当	農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員	起伏のある傾斜地における農耕トラクタの運転業務及びシャベルローダの運転業務に従事したとき	91千円	日額 240円
58 精神保健福祉業務等従事手当	技能労務職員	精神障害者又は麻薬中毒者を移送したとき	千円	日額 290円
59 東日本大震災関連作業手当	全警察職員	東日本大震災に対処するため、設定された区域での作業に従事したとき	1,290千円	福島第1原子力発電所の敷地内 1日につき 3,300円～40,000円 警戒区域 1日につき 1,330円～6,600円 帰還困難区域 1日につき 1,330円～6,600円 居住制限区域 1日につき 660円～3,300円 計画的避難区域 1日につき 1,000円～5,000円
60 原子力災害関連作業手当	全職員	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言があった場合で、設定された区域での作業に従事したとき	千円	特定原子力事業所敷地内作業のうち(1日につき) ①原子炉建屋内 40,000円以内 ②①以外のもの 20,000円以内 ・原子力災害対策本部長指示による区域内作業(1日につき) 10,000円以内
61 夜間学級担当手当	夜間中学職員	夜間学級の業務に従事したとき	2,761千円	給料月額額の4/100～5/100の額

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度（2024年度）決算）	4,209,043 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度（2024年度）決算）	505 千円
支給実績（令和5年度（2023年度）決算）	4,141,804 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度（2023年度）決算）	471 千円

（注） 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度（2024年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑥ その他の手当（令和7年（2025年）4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度(2024年度)決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度(2024年度)決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円	同じ	—	2,222,759 千円	264,646 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ	—	1,105,707 千円	683,379 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃全額(上限150,000円) ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,000円～42,800円を支給	異なる	交通用具利用者の距離区分及び手当額	2,049,494 千円	124,219 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、医師等21,000円/回、その他4,400円～7,400円/回を支給	同じ	—	80,957 千円	140,550 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である医師等に対して416,600円以内を支給	同じ	—	128,599 千円	1,714,653 円
6 農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業の普及事業に従事する常勤の職員に対して給料の8%以内を支給			65,967 千円	331,492 円
7 へき地手当 (これに準ずる手当を含む)	・へき地学校等に勤務する職員に対して給料等の20%以内を支給 ・異動に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の4%以内を支給			121,938 千円	221,705 円

8 定時制通信 教育手当	定時制、通信制の課程を置く 県立学校の職員に対して給料 の6%以内を支給			35,751 千円	223,444 円
9 産業教育手当	農業、水産又は工業の産業教 育に関する課程を置く県立学 校の職員で、実習を伴うこれら の課程の科目を担当する職員 に対して給料の6%以内を支給			120,122 千円	222,037 円
10 休日勤務手当	休日等において正規の勤務 時間中に勤務を命じられた職 員に対して勤務1時間当たりの 給与額に135/100を乗じて得 た額を支給	同じ	—	669,556 千円	409,765 円
11 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10 時から翌日の午前5時までの 間に勤務する職員に対して勤 務1時間当たりの給与額に 25/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	286,877 千円	126,493 円
12 住居手当	居住するための住宅を借り受 けている職員に対して28,000 円以内を支給	同じ	—	1,472,143 千円	291,629 円
13 特地勤務手当 (これに準ずる手当を 含む)	・離島その他の生活の著しく不 便な地に所在する公署に勤務 する職員に対して給料等の 25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場 合に3年以内の期間、勤務年 数に応じて給料等の6%以内を 支給	同じ	—	127,928 千円	3,198,200 円
14 義務教育等 教員特別手当	小学校、中学校、盲学校、聾 学校又は養護学校の小学部 若しくは中学部に勤務する職 員に対して20,200円以内を支 給	同じ	—	658,031 千円	61,793 円
15 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを 得ない事情により同居してい た配偶者と別居し、単身で生 活する職員に対して基本額 30,000円、距離区分に応じて 5,000円～70,000円を加算した 額を支給	同じ	—	254,137 千円	435,913 円
16 管理職員 特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が 臨時又は緊急の必要等によ り、週休日等に勤務した場合、 12,000円/回以内を、週休日 等以外の日の午後10時～午 前5時までの間に勤務した場 合、6,000円/回を支給	同じ	—	8,254 千円	94,874 円
17 特定任期付 職員業績手当 (～R6まで)	特に顕著な業績を挙げたと認 められる特定任期付職員に対 して給料月額相当額を支給	同じ	—	1,661 千円	416,250 円
18 任期付研究員 業績手当	特に顕著な研究業績を挙げた と認められる任期付職員に対 して給料月額相当額を支給	同じ	—	— 千円	— 円
19 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣 手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧 のため、住所又は居所を離れ て本県の区域に滞在すること を要する場合に3,970円～ 6,620円を支給			8,559 千円	1,426,500 円

(5) 特別職の報酬等の状況（令和7年（2025年）4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,240,000 円
	副 知 事	970,000 円
報 酬	議 長	970,000 円
	副 議 長	870,000 円
	議 員	780,000 円
期 末 手 当	知 事	(令和6年度(2024年度)支給割合)
	副 知 事	3.45 月分
	議 長	(令和6年度(2024年度)支給割合)
	副 議 長	3.45 月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
		124万円×在職月数×0.58 3452.16 万円 任期毎
	副 知 事	97万円×在職月数×0.41 1908.96 万円 任期毎
		備 考

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

① 電気事業

ア 職員給与費の状況
決 算

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 令和5年度(2023年度) の総費用に占める 職員給与費比率
	A		B	B/A	
令和 6年度 (2024年度)	千円 2,081,675	千円 1,913,796	千円 475,950	% 22.9	%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度 (2024年度)	人 51	千円 202,369	千円 47,795	千円 87,686	千円 337,850	千円 6,625	千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和7年(2025年)3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。
イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年(2025年)4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	45.5 歳	328,870 円	467,878 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額(令和6年度(2024年度))	1人当たり平均支給額(令和6年度(2024年度))
1,687 千円	千円
(令和6年度(2024年度)支給割合)	(令和6年度(2024年度)支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.50 月分 2.10 月分	— 月分 — 月分
(1.4) 月分 (1.0) 月分	(—) 月分 (—) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5～20 %	・役職加算 — %
・管理職加算 15～25 %	・管理職加算 — %

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。
(イ) 退職手当(令和7年(2025年)4月1日現在)

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 勤奨・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 — 月分 — 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 — 月分 — 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 — 月分 — 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 — 月分 — 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%～30%加算)	その他の加算措置
(退職時特別昇給 なし)	(退職時特別昇給 —)
1人当たり平均支給額 0 千円 17,881 千円	1人当たり平均支給額 — 千円 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度(2024年度)に退職した職員に支給された平均額である。
(ウ) 地域手当(令和7年(2025年)4月1日現在)

支給実績(令和6年度(2024年度)決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度(2024年度)決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%

(エ) 特殊勤務手当(令和7年(2025年)4月1日現在)

支給総額(令和6年度(2024年度)決算)		1,553 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度(2024年度)決算)		48,524 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度(2024年度))		62.0 %		
手当の種類(手当数)		6 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度 (2024年度)決算)	左記職員に対する 支給単価
1 発電業務手当	発電総合管理所に勤務する技術職員及び業手の業務に従事する職員	発電総合管理所における運転監視制御業務に従事したとき	206千円	1日あたり300円
		ダムの放流(洪水警戒体制時及び予備警戒時の放流を除く。)、巡視点検、塵芥処理又は電気工作物若しくは水路工作物等の機器設備(高電圧のものを除く。)に係る作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき	91千円	1日あたり450円
		洪水警戒体制(予備警戒時の放流業務を含む。)に伴う業務又は高電圧機器設備に近接して行う作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき	226千円	1日あたり9650円
		上記各業務を、地上若しくは水面上10m以上の足場の不安定な箇所又は管理者がこれと同程度と認める危険及び不快な状態で行う場合 運転課長、施設課長が洪水警戒体制に伴う業務に従事した場合	1,006千円	危険度等に応じて上記支給単価に、220円～440円を加算した額

2 特殊現場作業手当	坑内作業に従事する職員	トンネル及びたて杭の坑内で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり560円
	建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
	水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり220円
	技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	別に管理者が定める業務に従事したとき	23千円	1日あたり400円
3 用地交渉従事手当	公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	千円	1日あたり700円 (夜間1,000円)
4 公共土木施設災害 応急作業手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	千円	日額 710円又は2,160円
5 死体処理手当 死体処理作業手当	全職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき	千円	1体につき 1,600円～3,490円
6 原子力災害関連作業手当	全職員	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言があった場合で、設定された区域での作業に従事したとき	千円	特定原子力事業所敷地内作業のうち(1日につき) ①原子炉建屋内 40,000円以内 ②①以外のもの 20,000円以内 原子力災害対策本部長指示による区域内作業(1日につき) 10,000円以内

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度(2024年度)決算)	26,774 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度(2024年度)決算)	608 千円
支給実績(令和5年度(2023年度)決算)	23,681 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度(2023年度)決算)	551 千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度(2024年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当(令和7年(2025年)4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (令和6年度 (2024年度)決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度 (2024年度)決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に 対して支給 配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円	同		6,904 千円	255,689 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある 職員に対して130,300円 以内を支給	同		5,430 千円	904,942 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職 員に対して運賃全額(上 限150,000円) ・交通用具を利用してい る職員に対して距離区 分に応じて2,000円～ 42,800円を支給	同		3,465 千円	88,836 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務 を命じられた職員に対 して、4,400円～7,400円/ 回を支給	同		0 千円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である 特殊な専門知識を必要 とする職員に対して 2,500円以内を支給	同		0 千円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の 勤務時間中に勤務を命 じられた職員に対して勤 務1時間当たりの給与額 に135/100を乗じて得た 額を支給	同		261 千円	15,359 円

7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同		1 千円	1,006 円
8 住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して28,000円以内を支給	同		0 千円	0 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて5,000～70,000円を加算した額を支給	同		0 千円	0 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同		0 千円	0 円
11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同		0 千円	0 円

② 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況
決 算

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 令和5年度(2023年度) の総費用に占める 職員給与費比率
	A		B	B/A	
令和 6年度 (2024年度)	千円 1,120,752	千円 ▲ 140,756	千円 54,224	% 4.8	%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度 (2024年度)	人 6	千円 23,942	千円 5,519	千円 10,140	千円 39,601	千円 6,600	千円

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和7年(2025年)3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年(2025年)4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	44.7 歳	350,900 円	500,222 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

熊 本 県		一般行政職・団体平均等	
1人当たり平均支給額(令和6年度(2024年度))		1人当たり平均支給額(令和6年度(2024年度))	
1,690 千円		千円	
(令和6年度(2024年度)支給割合)		(令和6年度(2024年度)支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	— 月分	— 月分
(1.4) 月分	(1.0) 月分	(—) 月分	(—) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20 %	・役職加算	— %
・管理職加算	15～25 %	・管理職加算	— %

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当(令和7年(2025年)4月1日現在)

熊 本 県		一般行政職・団体平均等	
(支給率)	自己都合 勤奨・定年	(支給率)	自己都合 勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年	— 月分 — 月分
勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年	— 月分 — 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年	— 月分 — 月分
最高限度	47.709 月分 47.709 月分	最高限度	— 月分 — 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～30%加算)	その他の加算措置	
(退職時特別昇給	なし)	(退職時特別昇給	—)
1人当たり平均支給額	0 千円 0 千円	1人当たり平均支給額	— 千円 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度(2024年度)に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当(令和7年(2025年)4月1日現在)

支給実績(令和6年度(2024年度)決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度(2024年度)決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	%	— 人	%

(エ) 特殊勤務手当(令和7年(2025年)4月1日現在)

支給総額(令和6年度(2024年度)決算)			120 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度(2024年度)決算)			59,650 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度(2024年度))			33.0 %	
手当の種類(手当数)			5 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度 (2024年度)決算)	左記職員に対する 支給単価
1 特殊現場作業手当	坑内作業に従事する職員	トンネル及びたて抗の坑内で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり560円
	建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
	水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	水面上4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり220円
	技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	別に管理者が定める業務に従事したとき	53千円	1日あたり400円
	都呂々ダム管理事務所に勤務する業手の業務に従事する職員	大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機器設備の点検及び整備の作業に従事したとき	千円	1日あたり150円
2 用地交渉従事手当	公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	67千円	1日あたり700円 (夜間1,000円)

3 公共土木施設災害 応急作業手当	全職員	異常な自然現象により 重大な災害が発生し、 若しくは発生するおそれ がある河川の堤防等に おいて行う巡回監視、応 急作業若しくは応急作 業のための災害状況の 調査に従事したとき	千円	日額 710円又は2,160円
4 死体処理手当 死体処理作業手当	全職員	感染症死体処理作業及 び死体処理作業に従事 したとき	千円	1体につき 1,600円～3,490円
5 原子力災害関連作 業手当	全職員	原子力災害対策特別措 置法に基づく原子力緊 急事態宣言があった場 合で、設定された区域で の作業に従事したとき	千円	特定原子力事業所敷地 内作業のうち(1日につ き) ①原子炉建屋内 40,000 円以内 ②①以外のもの 20,000 円以内 原子力災害対策本部長 指示による区域内作業(1 日につき) 10,000円以内

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度(2024年度)決算)	2,206 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度(2024年度)決算)	441 千円
支給実績(令和5年度(2023年度)決算)	1,789 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度(2023年度)決算)	358 千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度(2024年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当(令和7年(2025年)4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (令和6年度 (2024年度)決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度 (2024年度)決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に 対して支給 配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円	同		780 千円	260,000 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある 職員に対して130,300円 以内を支給	同		604 千円	603,600 円

3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃全額(上限150,000円) ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,000円～42,800円を支給	同		481 千円	96,194 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、4,400円～7,400円/回を支給	同		0 千円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給	同		0 千円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同		41 千円	20,643 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同		0 千円	0 円
8 住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して28,000円以内を支給	同		459 千円	229,250 円
9 特地勤務手当 (これに準ずる手当を含む)	・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給	同		372 千円	185,976 円
10 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて5,000～70,000円を加算した額を支給	同		456 千円	456,000 円

11 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同		0 千円	0 円
12 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同		0 千円	0 円

③ 有料駐車場事業
ア 職員給与費の状況
決 算

区 分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める職員給与費比率	(参考) 令和5年度(2023年度)の総費用に占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
令和6年度 (2024年度)	千円 28,609	千円 85,193	千円 7,280	% 25.4	%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度 (2024年度)	人 1	千円 3,357	千円 1,003	千円 739	千円 5,099	千円 5,099	千円

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和7年(2025年)3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。
イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年(2025年)4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	63.0 歳	279,700 円	341,234 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況
(ア) 期末手当・勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額(令和6年度(2024年度))	1人当たり平均支給額(令和6年度(2024年度))
739 千円	千円
(令和6年度(2024年度)支給割合)	(令和6年度(2024年度)支給割合)
期末手当 2.50 月分 (1.4) 月分	期末手当 一 月分 (一) 月分
勤勉手当 2.10 月分 (1.0) 月分	勤勉手当 一 月分 (一) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5～20 %	・役職加算 一 %
・管理職加算 15～25 %	・管理職加算 一 %

- (注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。
(イ) 退職手当(令和7年(2025年)4月1日現在)

熊 本 県				一般行政職・団体平均等			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分	勤続20年	—	月分	— 月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27975 月分	勤続25年	—	月分	— 月分
勤続35年	39.7875	月分	47.709 月分	勤続35年	—	月分	— 月分
最高限度	47.709	月分	47.709 月分	最高限度	—	月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～30%加算)			その他の加算措置			
(退職時特別昇給	なし)			(退職時特別昇給	—)		
1人当たり平均支給額	0	千円	0 千円	1人当たり平均支給額	—	千円	— 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度(2024年度)に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当(令和7年(2025年)4月1日現在)

支給実績(令和6年度(2024年度)決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度(2024年度)決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%

(エ) 特殊勤務手当(令和7年(2025年)4月1日現在)

支給総額(令和6年度(2024年度)決算)	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度(2024年度)決算)	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度(2024年度))	%
手当の種類(手当数)	5 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度 (2024年度)決算)	左記職員に対する 支給単価
1 特殊現場作業手当	坑内作業に従事する職員	トンネル及びたて杭の坑内で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり560円
	建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
	水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり220円
	技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	別に管理者が定める業務に従事したとき	千円	1日あたり400円
2 用地交渉従事手当	公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	千円	1日あたり700円 (夜間1,000円)
3 公共土木施設災害 応急作業手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	千円	日額 710円又は2,160円
4 死体処理手当 死体処理作業手当	全職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき	千円	1体につき 1,600円～3,490円
5 原子力災害関連作業手当	全職員	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言があった場合で、設定された区域での作業に従事したとき	千円	特定原子力事業所敷地内作業のうち(1日につき) ①原子炉建屋内 40,000円以内 ②①以外のもの 20,000円以内 原子力災害対策本部長指示による区域内作業(1日につき) 10,000円以内

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度(2024年度)決算)	988 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度(2024年度)決算)	988 千円
支給実績(令和5年度(2023年度)決算)	198 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度(2023年度)決算)	198 千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度(2024年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当（令和7年（2025年）4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （令和6年度 （2024年度）決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度 （2024年度）決算）
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対し て支給 配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円	同		0 千円	0 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職 員に対して130,300円以内 を支給	同		0 千円	0 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員 に対して運賃全額（上限 150,000円） ・交通用具を利用している 職員に対して距離区分に 応じて2,000円～42,800円 を支給	同		0 千円	0 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を 命じられた職員に対して、 4,400円～7,400円/回を支 給	同		0 千円	0 円

5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給	同		0 千円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同		14 千円	14,496 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同		1 千円	1,006 円
8 住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して28,000円以内を支給	同		0 千円	0 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて5,000～70,000円を加算した額を支給	同		0 千円	0 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給	同		0 千円	0 円
11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同		0 千円	0 円

(7) 病院事業職員の状況
① 職員給与費の状況
決 算

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 令和5年度(2023年度) の総費用に占める 職員給与費比率
	A		B	B/A	
令和 6年度 (2024年度)	千円 1,502,329	千円 65,586	千円 672,833	% 44.8	% 43.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度 (2024年度)	人 98	千円 398,427	千円 109,165	千円 165,241	千円 672,833	千円 6,866	千円

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和7年(2025年)3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。
- ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年(2025年)4月1日現在)

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	42.9 歳	352,828 円	578,334 円
医 師	54.0 歳	617,435 円	1,727,866 円
看 護 師	42.6 歳	350,575 円	570,622 円
事 務 職 員	44.1 歳	346,121 円	565,109 円
団体平均	歳	円	円
医 師	歳	円	円
看 護 師	歳	円	円
事 務 職 員	歳	円	円
事 業 者	歳		円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
- ③ 職員の手当の状況
- ア 期末手当・勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額(令和6年度(2024年度))	1人当たり平均支給額(令和6年度(2024年度))
1,686 千円	千円
(令和6年度(2024年度)支給割合)	(令和6年度(2024年度)支給割合)
期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分	期末手当 ー 月分 勤勉手当 ー 月分
(1.4) 月分 (1.0) 月分	(ー) 月分 (ー) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5~20 %	・役職加算 ー %
・管理職加算 15~25 %	・管理職加算 ー %

- (注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。
- イ 退職手当(令和7年(2025年)4月1日現在)

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
(支給率)	(支給率)
自己都合 応募認定・定年	自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.566875 月分	勤続20年 ー 月分 ー 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 ー 月分 ー 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 ー 月分 ー 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 ー 月分 ー 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置	その他の加算措置
(3%~30%加算)	
(退職時特別昇給 なし)	(退職時特別昇給 ー)
1人当たり平均支給額 1,802 千円 9,429 千円	1人当たり平均支給額 ー 千円 千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度(2024年度)に退職した職員に支給された平均額である。
- ウ 地域手当(令和7年(2025年)4月1日現在)

支給実績(令和6年度(2024年度)決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度(2024年度)決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（令和7年（2025年）4月1日現在）

支給総額(令和6年度(2024年度)決算)	17,020 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度(2024年度)決算)	233,144 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度(2024年度))	74.5% %
手当の種類(手当数)	7 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度 (2024年度)決算)	左記職員に対する支給単価
1 感染症防疫作業 手当	感染症の防疫に従 事する職員	感染症の防疫に従事し たとき	千円	日額 290円
2 放射線取扱作業 手当	放射線取扱作業に 従事する職員	エックス線その他の放射 線を照射する作業に従 事したとき	78千円	診療放射線技師等 日額 350円 作業介助者 日額 230円
3 精神保健指定医等 従事手当	精神保健指定医で ある職員等	精神保健及び精神障害 者福祉に関する法律又は 麻薬及び向精神薬取締 法の規定に基づく、診 察、診察の立ち会い、移 送等に従事したとき	千円	日額 290円
4 夜間看護手当	病棟に勤務する看 護師又は准看護師	正規の勤務時間による 勤務の一部又は全部が 深夜において行われる 看護の業務に従事した とき	16,829千円	1回につき 2,150～7,300円
5 衛生検査業務従事 手当	臨床検査技師及び 衛生検査技師	臨床検査技師等に関す る法律に規定する検査 業務に従事したとき	112千円	日額 290円
6 死体処理手当 死体処理作業手当	全職員	感染症死体処理作業及 び死体処理作業に従事 したとき	千円	1体につき 1,600円～3,490円
7 原子力災害関連作 業手当	全職員	原子力災害対策特別措 置法に基づく原子力緊 急事態宣言があった場 合で、設定された区域で の作業に従事したとき	千円	特定原子力事業所敷地 内作業のうち(1日につ き) ①原子炉建屋内 40,000円以内 ②①以外のもの 20,000円以内 原子力災害対策本部長 指示による区域内作業(1 日につき) 10,000円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度(2024年度)決算)	15,109 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度(2024年度)決算)	159 千円
支給実績(令和5年度(2023年度)決算)	11,909 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度(2023年度)決算)	120 千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度(2024年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年(2025年)4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和6年度 (2024年度)決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度 (2024年度)決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対し て支給 配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円	同		12,786 千円	255,720 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職 員に対して130,300円以内 を支給	同		2,554 千円	851,333 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員 に対して運賃全額(上限 150,000円) ・交通用具を利用している 職員に対して距離区分に 応じて2,000円～42,800円 を支給	同		10,381 千円	115,344 円
4 宿日直手当	宿直又は日直を命じられた 職員に対して、医師21,000 円/回、看護師長等7,400 円/回を支給	同		4,801 千円	369,308 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である医 師に対して416,600円以内 を支給	同		4,445 千円	4,445,000 円

6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同		13,829 千円	406,735 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同		10,223 千円	196,596 円
8 住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して28,000円以内を支給	同		7,744 千円	309,760 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて4,000円～58,000円を加算した額を支給	同		0 千円	0 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を、週休日等以外の日の午前0時～午前5時までの間に勤務した場合、6,000円/回を支給	同		0 千円	0 円
11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同		0 千円	0 円

- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めている。
- (1) 勤務時間
- 一般的な職員の勤務時間は、次のとおりだが、交替制勤務職員など勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい場合は、別に定めている。
- | 1 週間の
勤務時間 | 1 日の
勤務時間 | 勤務時間の割振り | | |
|---------------|--------------|-----------|-------------|-------------|
| | | 始業 | 終業 | 休憩時間 |
| 3 8 時間 4 5 分 | 7 時 間 4 5 分 | 8 時 3 0 分 | 1 7 時 1 5 分 | 1 2 ～ 1 3 時 |
- (2) 年次有給休暇
- 年次有給休暇は、採用された年を除き毎年20日付与され、与えられた日数をその年に使用しなかった場合、最高20日まで翌年に繰り越すことができる。
- なお、令和6年(2024年)1月1日から同年12月31日までの全期間に在職した職員(育児休業者、退職者及び派遣者を除く。)の一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、14.6日である。
- (3) 特別休暇
- 特別休暇とは、社会慣習上や物理上等の特別の事由により勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇である。取得要件には、厳格かつ厳密な規定が設けられているが、ここでは、概要について記載している。
- なお、本県では、令和7年(2025年)4月1日現在28の特別休暇がある。

内容	期間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める時間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認める時間
ドナー休暇	その都度必要と認める時間
ボランティア休暇	1暦年のうち5日以内
結婚休暇	5日以内
出生サポート休暇（職員が不妊治療を受けるために勤務しないことが相当であると認める場合）	1暦年において6日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）
産前休暇	出産予定日の8週間前から出産の日までの請求した期間
産後休暇	出産の日の翌日から8週間
育児時間休暇	生後3年を経過するまで1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認める期間
健康管理休暇（女性職員が生理日の就業が著しく困難である場合）	請求した日から2日以内においてその都度必要と認める時間
妊娠中の女性職員が母子保健法第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合	その都度必要と認める期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内でおのおの必要と認める時間
妊娠障害休暇	14日以内
出産補助休暇	出産のため入院等の日以後40日以内において3日以内
男性の育児参加休暇	出産予定日の8週間前から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において5日以内
子の看護等休暇	5日（養育する子が2人以上いる場合にあっては10日）以内
短期の介護休暇	5日（要介護者が2人以上いる場合にあっては10日）以内
忌服休暇	1日～10日（血縁関係により異なる。）
父母、配偶者及び子の祭日（父母、配偶者及び子の死亡後15年内の日に限る。）にあたる場合	慣習上最小限度必要と認められる期間（1日）
夏季休暇	任命権者が定める期間内で5日以内
長期勤続休暇	連続した2日以内
台風、地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1週間を超えない期間内においてその都度必要と認める期間
台風、地震、水害、火災その他の災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める時間
台風、地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める時間
赴任のため勤務につけない場合	その都度必要と認める期間
昇任のための競争試験又は選考を受けるため出頭する場合	その都度必要と認める期間
あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める事項に該当する場合	人事委員会が承認した期間
スクーリングを受ける場合	その都度必要と認める期間
国民スポーツ大会、県民体育大会等へ参加する場合	その都度必要と認める期間

(4) 病気休暇

病気休暇とは、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、その療養に専念させる有給休暇である。

内容	期間
公務傷病による休暇	必要最小限度の期間
私傷病による休暇	引き続き90日以内の期間
結核による休暇	1年以内の期間

(5) 介護休暇

介護休暇とは、負傷、疾病又は老齢のため2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者等の特定の親族等を介護するために、勤務しないことが相当であると認められる無給休暇である。

内容	期間
特定の親族等を介護するために勤務しないことが相当と認められる場合	3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内において必要と認められる期間

(6) 介護時間

介護時間とは、負傷、疾病又は老齢のため2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者等の特定の親族等を介護するために、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる無給休暇である。

内容	期間
特定の親族等を介護するために勤務しないことが相当と認められる場合	連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

5 職員の休業の状況

令和6年度(2024年度)の職員の休業の取得状況については次のとおりである。

(1) 育児休業等の取得状況

① 子が出生した職員の数及び育児休業取得率

	子が出生した職員の数	(単位：人)	(参考) 育児休業取得率(単位：%)
		内 育児休業取得者数	
男性職員	489	202	41%
女性職員	294	294	100%
合 計	783	496	

② 育児休業承認期間

(単位：人)

	育児休業承認期間					
	6月以下	6月～1年以下	1年～1年半以下	1年半～2年以下	2年～3年以下	合 計
男性職員	200	13	0	1	0	214
女性職員	4	98	106	45	42	295
合 計	204	111	106	46	42	509

③ 育児短時間勤務取得者

(単位：人)

	育児短時間勤務					
	月～金 3時間55分勤務	月～金 4時間55分勤務	週3日 7時間45分勤務	週2日7時間45分及び 1日3時間55分勤務	その他	合 計
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	3	3	1	0	8
合 計	1	3	3	1	0	8

④－1 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間						
	1年以下	1年～ 2年以下	2年～ 3年以下	3年～ 4年以下	4年～ 5年以下	5年以上	合 計
男性職員	3	0	0	0	0	0	3
女性職員	52	6	3	19	0	0	80
合 計	55	6	3	19	0	0	83

④－2 一日の部分休業取得時間

(単位：人)

	1日の部分休業取得時間（平均）				
	30分以下	30分～ 60分以下	60分～ 90分以下	90分超	合 計
男性職員	0	2	1	0	3
女性職員	20	39	17	4	80
合 計	20	41	18	4	83

(2) 自己啓発等休業の取得状況

(単位：人)

	自己啓発等休業承認期間					
	6月以下	6月～ 1年以下	1年～ 1年半以下	1年半～ 2年以下	2年～ 3年以下	合 計
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

(3) 修学部分休業の取得状況

(単位：人)

	修学部分休業承認期間				
	6月以下	6月～ 1年以下	1年～ 1年半以下	1年半～ 2年以下	合 計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	0	0	1
合 計	1	0	0	0	1

(4) 高齢者部分休業の取得状況

(単位：人)

	高齢者部分休業承認期間					
	1年以下	1年～ 2年以下	2年～ 3年以下	3年～ 4年以下	4年～ 5年以下	合 計
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

(5) 配偶者同行休業の取得状況

(単位：人)

	配偶者同行休業承認期間					
	6月以下	6月～ 1年以下	1年～ 1年半以下	1年半～ 2年以下	2年～ 3年以下	合 計
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	1	1
合 計	0	0	0	0	1	1

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追及する処分をいう。

令和6年度（2024年度）の処分の状況は、次のとおりである。

(1) 分限処分

(単位：人)

処分理由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号、 第2項第1号	0	0	213	0	213	0
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	1	0	0	1	0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号	0	0	1	0	1	0
条例で定める事由による場合	第27条第2項	0	0	0	0	0	0
地方公務員法第28条第4項により失職した者		0	0	0	0	0	0
合 計		0	1	214	0	215	0

(注) 1 同一の者が複数回にわたって分限処分を受けた場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載している。

3 休職者の休職期間が延長された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分

(単位：人)

処分理由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	2	2	7	3	14
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	4	0	2	0	6
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	3	0	0	3
合 計		6	5	9	3	23

(注) 1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分を受けた場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により懲戒処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載している。

7 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされており、法令及び職務命令に従う義務をはじめとして、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等の、サービス上の制約が課せられている。

この制約の一つとして、営利企業等の従事制限があるが、任命権者が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断したときは、営利企業等への従事を許可することができるものとされている。

令和6年度(2024年度)の営利企業等の従事許可の状況は、次のとおりである。

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	232	229

8 職員の退職管理の状況

再就職における透明性の確保及び適正化を図ることを目的として、「熊本県退職職員の再就職に関する取扱要領」に基づき、令和6年(2024年)9月に県出資団体等に再就職している県退職者の状況を公表した。また、同じく「管理又は監督の地位にあった熊本県職員の再就職状況の公表に関する取扱要領」に基づき、令和5年度(2023年度)に本庁課長以上の職で退職した者のうち、民間企業等に再就職している者の状況について公表した。

9 職員の研修の状況

職員の研修については、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、任命権者ごとに様々な研修を行っている。

令和6年度(2024年度)の実施状況については、次のとおりである。

【知事部局】

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
新任所属長等研修	1	令和6年度に初めてライン所属長等の職 について課長級の職員	61	
新任審議員・ 総括補佐研修	1	令和6年度に初めて審議員・総括補佐の 職について職員	74	
班長等2年目研修	1	班長等2年目の職員（令和5年度に新任 の班長等になった職員）	105	
新任班長等研修	4	令和6年度に初めて 班長等の職について職員	118	
ブレ・マネジメント研修	1	係長級（参事、研究参事等）昇任5年目 の職員	84	
一般職員10年目研修	1	平成27年度採用職員等	100	
一般職員7年目研修	1	平成30年度採用職員等	139	
一般職員4年目研修	1	令和3年度採用職員等	146	
新規採用職員2年目研修	1	令和5年度採用職員	139	
新規採用職員研修 （前期）	1	令和6年度採用職員等	183	
新規採用職員研修 （中期）	1	令和6年度採用職員等	177	
新規採用職員研修 （後期）	1	令和6年度採用職員等	173	
定年引上げマインドセット研 修	1	令和6年度に60歳を迎え、次年度も県で の勤務を希望する職員	68	
任期付職員研修	1	令和6年度採用任期付職員	38	
育休等代替臨時職員等研修	通年	育休等代替臨時職員 常勤職員代替臨時的任用職員	49	
会計年度任用職員研修	通年	知事部局における全ての会計年度任用 職員	432	
スキルアップコース	6	受講希望者のうち抽選で決定した者	146	
チーム研修	5	受講を希望する所属の職員	60	
レベルアップセミナー	1	受講希望者	49	
新任人事評価者研修	1	令和6年度に新たに人事評価者になった 者のうち、「評価者区分」の一次評価 者になった者	81	
目標による管理制度研修 （新任班長等研修で実施）	1	令和6年度に初めて 班長等の職について職員	118	
チャレンジ塾	4	33歳～40代前半程度で主任主事～主幹 までの職員（監督職除く）	38	
新採トレーナー研修	1	新規採用職員育成担当者 （新採トレーナー）	160	
新採トレーナーフォローアッ プ研修	1	新規採用職員育成担当者 （新採トレーナー）	146	
特定課題研修	1	全職員	5,400	
職場研修支援制度	5	受講希望者	1423	

（注） 知事部局においては、人事課が実施する研修の状況を記載している。

【企業局】

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
特定課題研修	2	全職員	58	

（注） 企業局においては、総務経営課が実施する研修の状況を記載している。

【病院局】

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
公務員倫理及び飲酒運転の根絶・交通事故の未然防止	1	正職員、臨時職員、会計年度任用職員	90	オンラインでの研修 受講対象者123人
人権同和問題	1	正職員、臨時職員、会計年度任用職員	90	
不適正な経理処理の防止	1	正職員、臨時職員、会計年度任用職員	90	
障がいの理解	1	正職員、臨時職員、会計年度任用職員	90	
ハラスメント研修	1	正職員、臨時職員、会計年度任用職員	33	集合研修

(注) 病院局においては、総務経営課が実施する研修の状況を記載している。

【教育委員会】

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
初任者研修 (高・特)	15日	初任者	114	全回同一研修者のため実 人数を記載
2年目研修 (高・特)	2日	令和5年度初任者	91	〃
3年目研修 (高・特)	2日	令和4年度初任者	69	〃
初任者研修 (小・中・義)	15日	初任者	219	〃
2年目研修 (小・中・義)	2日	令和5年度初任者	265	〃
3年目研修 (小・中・義)	2日	令和4年度初任者	241	〃
幼稚園等新規採用教員・保育士研修	7日	幼稚園・保育所等新規採用教員・保育士	144	〃
新規採用養護教諭研修	4日	新規採用養護教諭 (小・中・義・県立)	11	〃
2年目研修(養護教諭)	2日	令和5年度新規採用者	14	〃
3年目研修(養護教諭)	2日	令和4年度新規採用者	14	〃
新規採用栄養教諭研修	8日	新規採用栄養教諭 (小・中・義・県立)	3	〃
2年目研修(栄養教諭)	2日	令和5年度新規採用者	2	〃
3年目研修(栄養教諭)	2日	令和4年度新規採用者	3	〃

新任学校司書・新任実習教師	2日	新任学校司書・新任実習教師	7	〃
5年経験者研修 (高・特)	4日	教諭5年経験者	44	〃
5年経験者研修 (小・中・義)	4日	教諭5年経験者	202	〃
養護教諭5年経験者研修	2日	養護教諭5年経験者(小・中・義・県立)	20	〃
栄養教諭5年経験者研修	2日	栄養教諭5年経験者(小・中・義・県立)	4	〃
中堅教諭等資質向上研修 (高・特)	7日	教諭10年経験者	111	〃
中堅教諭等資質向上研修 (小・中・義)	7日	教諭10年経験者	132	〃
幼稚園等中堅教諭等資質向上研修	8日	公私立幼稚園教諭等 10年経験者	8	〃
養護教諭中堅教諭等資質向上研修	6日	養護教諭10年経験者(小・中・義・県立)	22	〃
栄養教諭中堅教諭等資質向上研修	6日	栄養教諭10年経験者(小・中・義・県立)	4	〃
県立学校新任管理職(校長)研修	2日	県立学校新任校長	16	〃
小中義務教育学校新任管理職 (校長・副校長)研修	2日	新任校長・副校長	64	〃
県立学校新任管理職(教頭)研修	2日	新任教頭	21	〃
小中義務教育学校新任管理職 (教頭)研修	2日	新任教頭	66	〃
県立学校新任事務長研修	2日	新任事務長	9	〃
小中義務教育学校新任事務長研修	2日	新任事務長	4	〃
県立学校新任主幹教諭研修	1日	新任主幹教諭	15	
小中義務教育学校新任主幹教諭研修	1日	新任主幹教諭	34	
県立学校管理職(2年目校長)研修	1日	2年目校長	16	
小中義務教育学校管理職(2年目校長・副校長)研修	1日	2年目校長・副校長	66	
教職員人事評価制度に係る評価者研修会	1日	全管理職(校長・副校長・教頭・事務長)	249	県立学校
主幹教諭研修会	1日	主幹教諭	27	県立学校
スーパーティーチャー情報交換会	1日	採用5年目までのスーパーティーチャー、採用6年目以降で参加を希望するスーパーティーチャー	15	県立学校
教職員人事評価制度に係る評価者研修会	1日	全管理職	730	市町村立
事務長会議	2日	学校事務センターの主任事務長及び事務長、各事務センターが属する市町村教育委員会担当係長	65	市町村立
新任管理職研修	1日	校長、副校長	75	市町村立
新任管理職研修	1日	教頭、事務長	83	市町村立
新任主幹教諭研修	1日	主幹教諭	34	市町村立

(注) 教育委員会においては、職階研修の状況を記載している。

【警察本部】

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
初任科	3回	新規採用警察官、同一般職員	78	
初任補修科	2回	職場実習終了警察官	82	
部門別任用科	4回	警察官	63	
警務部門専科	4回	警察官、一般職員	57	
生活安全部門専科	3回	警察官	48	
地域部門専科	2回	警察官	30	
刑事部門専科	8回	警察官	112	
交通部門専科	5回	警察官	49	
警備部門専科	5回	警察官	61	

(注) 警察本部においては、専科の状況を記載している。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされている。

令和6年度(2024年度)の実施状況については、次のとおりである。

【知事部局】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断
		特殊業務等従事職員健康診断
		人間ドック費用の助成
		じん肺健康診断
		精密再検査費用助成
	健康相談・指導	健康相談、ストレス相談
		ストレスチェック
		健康診断事後指導
	健康教育	メンタルヘルス研修
		健康の保持増進に関する広報、啓発
	安全衛生管理	衛生委員会の設置、活動の推進
		衛生管理者の養成
		県庁産業医の養成
		長時間勤務健康障害防止対策の推進
	その他	地方職員共済組合熊本県支部が行うメンタルヘルス無料相談事業への助成
職員の元気回復に関すること	職員球技大会等	職員球技大会等の実施
	一般教養	教養室、図書室の管理運営
その他の厚生に関すること	厚生施設	食堂、売店等
	職員住宅	職員住宅
	その他	ライフプラン事業(セミナー、相談員)

【企業局】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断
	健康相談・指導	産業医による保健指導等
その他の厚生に関すること	職員住宅	職員住宅の維持管理

【病院局】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断（生活習慣病等）
		特殊業務等従事者健康診断
	健康相談・指導	健康相談
		健康相談の集計・分析・通知
		事後指導の実施
	安全衛生管理	衛生委員会及び産業医の設置
		ストレスチェックの実施
		長時間勤務健康障害防止対策の推進
		心の健康の問題により休業した職員の職場復帰支援対策
その他の厚生に関すること	その他	売店等厚生施設の設置

【教育委員会】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断
		精密再検査
		人間ドック（共済組合への補助事業）
		ストレスチェック
	健康相談・指導	定期健康診断後事後指導
		健康相談（メンタルヘルス相談等を含む）
		こころの健康相談事業（共済組合への補助事業）
		健康診断集計、分析
	健康教育	メンタルヘルス講師派遣事業（共済組合への補助事業）
	安全衛生管理	衛生委員会の活動推進
		衛生管理者の養成
		健康診断実施後の医師による意見聴取及び事後措置
		長時間勤務健康障害防止対策の推進
その他	健康管理に関する広報、啓発 等	
その他の厚生に関すること	職員住宅	教職員住宅の維持管理
	その他	ライフプラン事業の推進

【警察本部】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断(特定健康診査を含む。) 深夜業務従事者健康診断 特殊健康診断 (高気圧・鉛・有機溶剤・特定化学物質・電離放射線) ストレスチェック
	健康相談・指導	健康相談 健康診断後の指導(特定保健指導を含む。)
	健康教育	禁煙研修会 メンタルヘルス研修会 心身の健康づくり施策
	安全衛生管理	衛生委員会、産業医及び衛生管理者の設置・運営 過重労働対策 職場環境改善指導 休業職員の職場復帰支援 治療と仕事の両立支援
	その他	健康管理に関する広報・啓発 感染症対策
その他の厚生に関すること	1 警察職員互助会	福利厚生事業 (給付事業、貸付け事業及び福祉事業)
	2 生涯生活設計	1 ライフサイクルプラン研修会 (採用後5年29歳以下、30歳、40歳、50歳及び57歳)
		2 採用時生涯生活設計教養
		3 育児休業から職場復帰予定女性職員に対する教養

(2) **公務災害**
令和6年度（2024年度）における職員の公務災害、通勤災害の認定状況については、次のとおりである。

① **公務災害**

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件 数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
11	160	159	3	0	9

② **通勤災害**

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件 数	年度末 未処理件数
		通勤災害 該 当	通勤災害 非 該 当		
0	19	17	0	0	2

1 1 **職員の競争試験及び選考の状況**

令和6年度（2024年度）の採用試験等の実施状況については、次のとおりである。

(1) **採用試験の日程等**

試験の種類		公告日	申 込 受付期間	試験日 (合格発表日)			試験地
職員採用試験	大学卒業 程度 (SPI)	R6.3.1	R6.3.1～3.21	第1次	筆記	R6.4.14 (R6.4.30)	熊本市、東京 都、大阪府
				第2次	面接	R6.5.13～5.16 (R6.5.24)	WEB
				第3次	面接	R6.6.1～6.3 (R6.6.7)	熊本市
	民間企業 等経験者 対象 (上期)	R6.3.1	R6.3.1～3.21	第1次	筆記	R6.4.14 (R6.4.30)	熊本市、東京 都、大阪府
				第2次	面接	R6.5.13～5.17 (R6.5.24)	WEB
				第3次	面接	R6.6.8～6.9 (R6.6.21)	熊本市
	大学卒業 程度 ・ 免許資格 職 (前期)	R6.4.4	R6.4.15～5.10	第1次	筆記	R6.6.16 (R6.6.21)	熊本市、東京 都、大阪府
				第2次	面接	R6.7.1～7.5 (R6.7.12)	熊本市
				第3次	面接	R6.7.22～7.28 (R6.8.2)	熊本市
	民間企業 等経験者 対象 (下期)	R6.6.28	R6.7.26～8.16	第1次	筆記	R6.10.20 (R6.11.7)	熊本市、東 京都
				第2次	面接	R6.11.21～11.22 (R6.11.29)	WEB
				第3次	面接	R6.12.14 (R6.12.20)	熊本市
	高等学校 卒業程度	R6.6.28	R6.7.26～8.13	第1次	筆記	R6.9.29 (R6.10.4)	熊本市、八代 市、天草市
				第2次	面接	R6.10.15～10.18 (R6.10.25)	熊本市
	免許資格 職 (後 期)	R6.6.28	R6.7.26～8.13	第1次	筆記	R6.9.29 (R6.10.25)	熊本市
				第2次	面接	R6.11.7～11.8 (R6.11.15)	熊本市
	就職氷河 期世代対 象	R6.6.28	R6.7.26～8.13	第1次	筆記	R6.9.29 (R6.10.25)	熊本市
				第2次	面接	R6.11.7～11.8 (R6.11.15)	熊本市
警察官採用試験	警察官A	R6.4.4	R6.4.15～5.10	第1次	筆記	R6.7.14 (R6.7.22)	熊本市
				第2次	適性	R6.8.3	熊本市
					体力	R6.8.4	熊本市
	警察官B	R6.6.28	R6.7.26～8.16	第2次	面接	R6.8.19～8.22 (R6.9.4)	熊本市
					筆記	R6.10.20 (R6.10.25)	熊本市
				第1次	適性	R6.11.9	熊本市
				第2次	体力	R6.11.10	熊本市
					面接	R6.11.25～11.29 (R6.12.13)	熊本市

(2) 採用試験及び採用選考の実施状況

① 職員採用試験

(単位：人)

区分	職 種	採 用 予定者数	第1次試験		大卒第2次試験		大卒第3次、 その他第2次 試験受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (7.1現在)
			受験者数	合格者数	受験者数	合格者数				
春期	総合土木	23	53	36	35	31	29	25	2.1	11
	農学	15	42	32	31	22	22	16	2.6	11
	小 計	38	95	68	66	53	51	41	2.3	22
大学卒業程度	行政	112	288	223	206	138	137	113	2.5	84
	警察行政	1	4	3	3	3	3	2	2.0	2
	教育行政	27	43	26	26	25	24	19	2.3	18
	心理判定員	2	4	2	2	2	2	2	2.0	2
	総合土木	25	11	8	6	4	4	3	3.7	2
	建築	5	7	6	6	6	6	6	1.2	6
	機械	2	2	2	2	2	2	2	1.0	2
	電気	2	3	3	3	2	2	1	3.0	1
	化学	2	4	3	3	3	2	1	4.0	0
	農学	22	19	14	13	12	12	7	2.7	5
	林学	7	12	9	9	9	9	8	1.5	6
	畜産	4	5	3	3	3	3	2	2.5	2
	水産	4	4	3	3	3	3	3	1.3	3
	小 計	215	406	305	285	212	209	169	2.4	133
免許資格職 (前期)	社会福祉	2	8	3	3	3	3	2	4.0	2
	保健師	3	8	7	7	5	5	3	2.7	3
	小 計	5	16	10	10	8	8	5	3.2	5
民間企業等 経験者 (上期)	行政	9	145	36	36	15	13	10	14.5	9
	総合土木	6	4	2	2	2	2	2	2.0	2
	農学	2	3	2	1	0	0	0	-	0
	林学	1	2	2	0	0	0	0	-	0
	保健師(警察本部)	1	24	5	5	3	3	1	24.0	1
	小 計	19	178	47	44	20	18	13	13.7	12
民間企業等 経験者 (下期)	行政	3	76	12	12	6	4	4	19.0	3
	総合土木	6	7	4	4	2	2	2	3.5	2
	農学	8	8	5	5	4	4	2	4.0	1
	林学	4	3	3	3	1	1	1	3.0	1
	小 計	21	94	24	24	13	11	9	10.4	7
高等学校 卒業程度	一般事務	20	68	61			55	23	3.0	19
	警察事務	1	5	4			4	1	5.0	1
	教育事務	14	19	19			18	16	1.2	13
	一般土木	15	18	16			16	15	1.2	13
	農業土木	5	8	8			8	5	1.6	5
	電気	2	2	1			1	1	2.0	1
	農業	4	9	6			6	4	2.3	4
	林業	4	4	4			3	3	1.3	3
	小 計	65	133	119			111	68	2.0	59
免許資格職 (後期)	保育士	2	1	1			1	1	1.0	1
	学校図書館事務	1	14	5			5	1	14.0	1
	臨床検査技師	2	6	4			4	2	3.0	1
	看護師	3	14	9			9	3	4.7	3
	小 計	8	35	19			19	7	5.0	6
就職氷河期	一般事務	3	64	12			12	4	16.0	4
	教育事務	1	21	5			3	1	21.0	1
	小 計	4	85	17			15	5	17.0	5
合 計		375	1042	609	429	306	442	317	3.3	249

② 警察官採用試験

(単位：人)

職 種	試験の区分	採 用 予定者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (7.1現在)
			受験者数	合格者数				
警察官A	男性	27	123	101	81	28	4.4	23
	女性	13	36	31	22	13	2.8	12
	小 計	40	159	132	103	41	3.9	35
警察官B	男性	39	161	125	87	39	4.1	33
	女性	18	60	42	29	18	3.3	15
	小 計	57	221	167	116	57	3.9	48
合 計		97	380	299	219	98	3.9	83

③ 障がい者採用選考

(単位：人)

職 種	採 用 予定者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (4.1現在)
		受験者数	合格者数				
一般事務	5	24	18		5	4.0	3
教育事務	1				1		1
合 計	6	24	18		6	4.0	4

④ 採用選考

(単位：人)

区分	職	任命権者	知 事	教育委員会	警察本部	公営企業 管理者	そ の 他	計
一般職員	人事交流等	部 長 級	2	0	0	0	0	2
		次 長 級	0	0	0	0	0	0
		課 長 級	5	6	1	0	0	12
		課長補佐級	0	6	1	0	0	7
		係 長 級	3	9	1	0	0	13
		主任主事	3	4	0	0	0	7
		主任技師	1	0	0	0	0	1
		主 事	2	3	0	0	0	5
		技 師	4	0	0	0	0	4
	資格職種等	職業訓練指導員	4	0	0	0	0	4
		航空整備士	0	0	1	0	0	1
		学 芸 員	0	3	0	0	0	3
		航 海 士	1	3	0	0	0	4
		機 関 士	0	1	0	0	0	1
		甲 板 員	0	1	0	0	0	1
		機 関 員	0	1	0	0	0	1
		司 厨 員	0	0	0	0	0	0
		警察官A(武道指導)	0	0	2	0	0	2
		研 究 員	0	0	0	0	0	0
		医 師	7	0	0	0	0	7
		獣 医 師	2	0	0	0	0	2
		薬 剤 師	4	0	0	0	0	4
		言語聴覚士	0	0	0	0	0	0
		作業療法士	0	0	0	0	0	0
		通 信 士	0	0	0	0	0	0
		鑑識技師	0	0	0	0	0	0
		歯科衛生士	2	0	0	0	0	2
		任期付職員	20	0	0	0	0	20
		小 計	60	37	6	0	0	103

警察官	人事交流等	警 視	0	0	5	0	0	5
		警 部	0	0	0	0	0	0
		警 部 補	0	0	0	0	0	0
		巡査部長	0	0	0	0	0	0
		巡 査	0	0	0	0	0	0
	小 計		0	0	5	0	0	5
合 計		63	37	8	0	0	108	

(3) 昇任試験の実施状況

(単位：人)

区分	職	受験者数	最終合格者数	競争率(倍)	試験日
警察官	警 部	540	27	20.0	第1次 6.5.9 第2次 6.5.30 第3次 6.7.2、5.7.3(口述、術科)
	警 部 補	656	56	11.7	第1次 6.5.15 第2次 6.6.10 第3次 6.7.16、6.7.17(口述、術科)
	巡査部長	748	66	11.3	第1次 6.9.20 第2次 6.10.9 第3次 6.11.12、6.11.13(口述、術科)

(4) 昇任選考の実施状況 (単位：人)

区分	職	知 事	教育委員会	警察本部	公営企業 管理者	その他	計
一 般 職 員	部 長 級	10	1	0	1	2	14
	次 長 級	24	2	0	0	1	27
	課 長 級	51	5	4	2	3	65
	課長補佐級	108	27	8	3	3	149
	係 長 級	110	24	14	2	1	151
	小 計	303	59	26	8	10	406
官 警 察	警 視	0	0	22	0	0	22
	小 計	0	0	22	0	0	22
合 計		303	59	48	8	10	428

1 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
県人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、令和6年(2024年)10月11日に県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

(1) 民間給与と職員給与の比較

民間給与(A)	職員給与(B)	較差((A)-(B))
369,698円	360,131円	9,567円(2.66%)

※ 企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所の従業員(712事業所のうち192事業所を抽出して実地調査)と、職員の4月分給与を調査のうち、民間事業所の事務・技術関係職種の従業員と職員(行政職)の給与について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を比較。

民間の支給割合(A)	職員の支給月数(B)	較差((A)-(B))
4.60月	4.50月	0.10月

※ 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績(支給割合)と職員の年間支給月数を比較。

(2) 給与制度の改正

- ① 月例給
- ・行政職給料表について、大学卒業程度の初任給を23,200円、高校卒業程度の初任給を23,600円引き上げることをはじめ、若年層の職員が在職する号給に重点を置き、所要の改定を実施。
 - ・他の給料表も、行政職給料表との均衡を基本に改定を実施。
 - ・扶養手当の子に係る手当額を500円引上げ。

- ② 特別給
- ア 民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引上げ。(年間4.50月分→4.60月分)※引上げ分は、12月期の期末手当及び勤勉手当に均等に配分。
- イ 令和7年度以降の特別給について、6月期及び12月期が均等になるよう配分。
[実施時期]

- ① 令和6年4月1日
② ア：令和6年12月1日 イ：令和7年4月1日

(3) 給与制度のアップデートについて

- ① 人事院勧告
人事院は、本年、「多様で有為な人材の確保」、「職員の成長支援と組織パフォーマンス

マンズの向上」及び「Well-beingの実現に向けた環境整備」という国家公務員の人事管理をめぐり三つの重点課題に対応するため、以下の六つの観点から給与制度を整備し、令和7年4月から実施する旨勧告。

- ア 若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定
- イ 職務や職責をより重視した俸給体系等の整備
- ウ 能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定
- エ 地域における民間給与水準の反映
- オ 採用や異動をめぐり様々なニーズへの適応
- カ その他環境の変化への対応

② 本県における給与制度のアップデートへの対応

- ア 月例給の見直し
 - ・人材の確保の観点から初任給をはじめ若年層の給与水準を引き上げる必要がある。
 - ・人材確保や組織パフォーマンスの向上の観点から、特に、管理職員について、職務や職責に応じた給料体系とする必要がある。
- イ 特別給の見直し
 - ・勤勉手当の成績率について、引き続き、能力・実績をより適切に給与に反映させることは人材確保の観点からも重要。
- ウ 諸手当の見直し
 - ・民間企業経験者や再任用職員の増加等により、採用や人事配置の円滑化に資するよう、諸手当の見直しが必要。
 - ・配偶者に対する扶養手当を受給している職員は、国同様、減少傾向にある。

(4) 職員の人事管理に関する今後の課題

- ① 人材の確保及び育成等
 - ア 多様で有為な人材の確保及び育成
 - イ 能力及び実績に基づく人事管理の推進
 - ウ 女性職員の活躍推進
 - エ 定年の引上げに伴う高齢期職員の能力活用
- ② 働き方改革と勤務環境の整備
 - ア 総実勤務時間の縮減
 - イ 職員の健康管理
 - ウ 仕事と家庭の両立支援の推進
 - エ 柔軟で多様な働き方の推進
 - オ ハラスメントの防止
- ③ 会計年度任用職員等の勤務条件
- ④ 県民の信頼確保

【参考】勧告後の平均給与（行政職：平均年齢42歳11月、平均経験年数20年11月）

- ・給与月額 +9, 493円（改定後369, 624円）
- ・年間給与 +198, 000円（改定後6, 195, 000円）

13 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和6年度（2024年度）の措置要求件数等については、次のとおりである。

区 分	前年度末現在 未処理件数 A	当該年度の 措置要求件数 B	当該年度の 処理件数	左の内訳		年度末現在 未処理件数
				Aの処理件数	Bの処理件数	
給 与	0	0	0	0	0	0
旅 費	0	0	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0	0
福利厚生	0	0	0	0	0	0
転 任	0	0	0	0	0	0
任 用	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

1 4 不利益処分に関する審査請求の状況

令和6年度（2024年度）の審査請求件数等については、次のとおりである。

区 分		前年度末現在 未処理件数 A	当該年度の 審査請求件数 B	当該年度の 処理件数	左の内訳		年度末現在 未処理件数
					Aの処理件数	Bの処理件数	
分 限 処 分	降 給	0	0	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0	0	0
	休 職	0	0	0	0	0	0
	分限免職	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0
懲 戒 処 分	戒 告	0	1	1	0	1	0
	減 給	0	1	0	0	0	1
	停 職	0	0	0	0	0	0
	懲戒免職	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	2	1	0	1	1
転 任		0	0	0	0	0	0
そ の 他		0	0	0	0	0	0
合 計		0	2	1	0	1	1

登載依頼

公立大学法人熊本県立大学公告第1号
地方独立行政法人法第34条第3項の規定に基づき、令和6事業年度に係る財務諸表を次のとおり公告する。
令和7年（2025年）9月30日

公立大学法人熊本県立大学
理事長 黒田 忠広

貸 借 対 照 表
(令和7年(2025年)3月31日)

資産の部		(単位:円)
Ⅰ 固定資産		
1 有形固定資産		
土地		9,088,942,082
建物	4,787,418,279	
減価償却累計額	<u>△ 2,962,158,262</u>	1,825,260,017
構築物	57,617,503	
減価償却累計額	<u>△ 36,667,827</u>	20,949,676
機械装置	22,942,000	
減価償却累計額	<u>△ 16,490,242</u>	6,451,758
工具器具備品	2,018,453,725	
減価償却累計額	<u>△ 1,176,301,641</u>	842,152,084
図書		1,162,736,025
美術品・收藏品		29,200,000
建設仮勘定		36,815,958
有形固定資産合計		13,012,507,600
2 無形固定資産		
ソフトウェア		51,626,300
電話加入権		64,000
無形固定資産合計		51,690,300
3 投資その他の資産		
差入敷金・保証金		504,000
破産更生債権等	1,495,900	
徴収不能引当金	<u>△ 1,495,900</u>	-
投資その他の資産合計		504,000
固定資産合計		13,064,701,900
Ⅱ 流動資産		
現金及び預金		894,778,385
未収学生納付金収入		11,592,000
受託研究未収金		24,899,500
共同研究未収金		4,201,935
受託事業未収金		4,776,255
その他未収金		53,994,782
棚卸資産		137,666
前払費用		431,975
立替金		295,764
未収消費税		1,922,701
流動資産合計		997,030,963
資産合計		<u>14,061,732,863</u>

(単位:円)

負債の部

Ⅰ 固定負債

長期繰延補助金等 ※	122,047,156	
長期未払金	405,317,354	
固定負債合計		527,364,510

Ⅱ 流動負債

寄附金債務 ※	90,118,661	
前受受託研究費 ※	14,756,951	
前受共同研究費 ※	3,843,875	
前受金	358,580	
科学研究費助成事業等預り金	24,471,958	
預り金	36,365,967	
未払金	503,535,028	
未払費用	513,385	
流動負債合計		673,964,405
負債合計		1,201,328,915

純資産の部

Ⅰ 資本金

地方公共団体出資金	12,166,185,000	
資本金合計		12,166,185,000

Ⅱ 資本剰余金

資本剰余金	778,431,512	
減価償却相当累計額 ※	△ 2,636,061,073	
減損損失相当累計額 ※	△ 288,000	
除売却差額相当累計額 ※	7,656,239	
資本剰余金合計		△ 1,850,261,322

Ⅲ 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金 ※	2,560,332,462	
当期末処理損失	△ 15,852,192	
(うち当期総損失)	(△ 15,852,192)	
利益剰余金合計		2,544,480,270
純資産合計		12,860,403,948
負債純資産合計		14,061,732,863

※ これらは、公立大学法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

- 注)1 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額 564,848,857 円
 (熊本県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いています。)
- 注)2 運営費交付金から充当されるべき賞与見積額 96,626,765 円

損 益 計 算 書

(令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日)

経常費用		(単位:円)	
業務費			
教育経費	665,187,913		
研究経費	115,977,787		
教育研究支援経費	273,113,856		
受託研究費	112,837,411		
共同研究費	17,772,010		
受託事業費	16,138,397		
役員人件費	64,683,072		
教員人件費	1,092,302,059		
職員人件費	529,535,823	2,887,548,328	
一般管理費		155,052,968	
財務費用			
支払利息	10,461,667		
為替差損	15,000	10,476,667	
雑損		1,189,467	
経常費用合計			3,054,267,430
経常収益			
運営費交付金収益 ※		1,411,223,008	
授業料収益			
授業料収益	1,141,841,935		
公開講座等収益	575,000	1,142,416,935	
入学金収益 ※		134,248,800	
検定料収益		38,307,000	
受託研究収益 ※		114,556,706	
共同研究収益 ※		17,609,210	
受託事業等収益 ※		16,725,807	
補助金等収益 ※		53,309,255	
寄附金収益 ※		19,589,529	
財務収益			
受取利息	623,146		
その他財務収益	689,540	1,312,686	
雑益			
財産貸付料収入	8,413,868		
講習料等収益	7,935,000		
手数料収入	268,400		
売払収入	34,840		
間接経費収入	14,157,300		
その他雑益	11,920,470	42,729,878	
経常収益合計			2,992,028,814
経常損失			62,238,616
臨時損失			
固定資産除却損		3	3
当期純損失			62,238,619
目的積立金取崩額 ※			46,386,427
当期総損失			15,852,192

※ これらは、公立大学法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

資本剰余金を減額したコスト等に関する注記

(単位:円)		
当期総損失(△)		△ 15,852,192
減価償却相当額	△ 115,688,620	
賞与引当増加相当額	△ 1,909,737	
退職給付引当増加相当額	△ 720,340	
		△ 118,318,697
その他		55,099,100
資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額		△ 79,071,789

注)1 賞与引当増加相当額には、熊本県からの派遣職員に係るもの317,578円が含まれております。
注)2 退職給付引当増加相当額には、熊本県からの派遣職員に係るもの12,096,775円が含まれております。

科学研究費助成事業等に関する注記

(単位:円)	
当期受入額	51,254,244
当期支出額	38,511,303

純資産変動計算書

(令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日)

(単位:円)

	Ⅰ 資本金		Ⅱ 資本剰余金						Ⅲ 利益剰余金(又は繰越欠損金)					純資産 合計
	地方公共団体 出資金	資本金 合計	資本 剰余金	減価償却相当 累計額 (一)	減価損失 相当 累計額 (一)	繰上利益 相当 累計額 (一)	資本剰余金合計	前中期 目標期間繰越 剰立金	教育研究等 特定目的 基金 剰立金	積立金	当期末処分 利益 (又は当期 未処理損 失)	うち 当期純利益 (又は当期 繰越損失)	利益剰余金 (又は繰越欠 損金) 合計	
	12,166,185,000	12,166,185,000	723,332,412	△ 2,520,372,453	△ 286,000	76,666,219	△ 1,786,871,892	11,136,557	400,054,438	-	2,250,826,994	-	2,861,817,989	130,383,119
当期首残高														
当期変動額														
Ⅰ 資本金の当期変動額														
Ⅱ 資本剰余金の当期変動額														
固定資産の取得			55,099,100				55,099,100						-	55,099,100
減価償却				△ 115,668,620			△ 115,668,620						-	△ 115,668,620
Ⅲ 利益剰余金の当期変動額														
(1) 利益の処分又は損失の処理														
前中期目標期間からの繰越し								2,661,817,989		△ 2,661,817,989	△ 2,661,817,989		-	-
剰立金への償替								△ 11,136,557	△ 400,054,438		△ 2,250,826,994		-	-
(2) その他														
当期純利益(又は当期繰越損失)											△ 15,852,192	△ 15,852,192	△ 15,852,192	△ 15,852,192
前中期目標期間繰越剰立金取崩額								△ 101,485,527					△ 101,485,527	△ 101,485,527
当期変動額合計	-	-	55,099,100	△ 115,668,620	-	-	△ 60,569,520	2,549,959,905	△ 400,054,438	-	△ 2,264,493,196	△ 15,852,192	△ 117,337,719	△ 177,921,239
当期末残高	12,166,185,000	12,166,185,000	778,431,512	△ 2,636,041,073	△ 286,000	76,666,219	△ 1,847,441,372	2,560,332,462	-	-	△ 15,852,192	△ 15,852,192	2,844,480,270	128,004,948

キャッシュ・フロー計算書
(令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 691,658,945
人件費支出	△ 1,673,004,564
その他の業務支出	△ 158,321,656
運営費交付金収入	1,411,223,008
授業料収入	1,016,765,765
入学金収入	124,678,100
検定料収入	38,307,000
受託研究収入	106,771,769
共同研究収入	22,318,984
受託事業等収入	13,899,552
補助金等収入	38,660,943
寄附金収入	6,141,548
預り金の増減額	17,588,011
預り科研費等の増減額	9,066,426
その他収入	43,356,338
業務活動によるキャッシュ・フロー	325,792,279

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産及び無形固定資産取得による支出	△ 144,273,833
小計	△ 144,273,833
利息の受取額	1,312,686
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 142,961,147

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

リース債務の返済による支出	△ 138,447,217
小計	△ 138,447,217
利息の支払額	△ 10,476,667
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 148,923,884

IV 資金増加額 33,907,248

V 資金期首残高 860,871,137

VI 資金期末残高 894,778,385

損失の処理に関する書類

(単位:円)		
I 当期末処理損失		15,852,192
当期総損失	15,852,192	
II 損失処理額		15,852,192
前中期目標期間繰越積立金取崩額	15,852,192	
III 次期繰越欠損金		<u>0</u>

注 記

(重要な会計方針)

当事業年度より、改訂後の「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」(令和4年8月31日改訂)及び「『地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」(令和6年3月改訂)(以下「地方独立行政法人会計基準等」という。)のうち、収益認識に係る改訂内容を適用して、財務諸表等を作成しています。

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

なお、授業料等減免費交付金及び退職一時金等については費用進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については見積耐用年数により、受託研究等収入により購入した償却資産で当該受託研究等以外に汎用的に利用できないものについては当該受託研究等期間を耐用年数としております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	4	～	47	年
構	築	10	～	34	年
機	械			15	年
工	具	1	～	15	年
器	具				
備	品				

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

3. 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

また、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から、前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加相当額は、地方独立行政法人会計基準第89第5項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

5. 徴収不能引当金の計上基準

将来の授業料の滞納による損失に備えるため、授業料の滞納に係る回収可能性を個別に勘案して計上しております。

6. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法により評価しております。

7. リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

9. 収益認識に関する注記

当法人は、会計基準第84における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

(単位:円)		
1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳		
	現金及び預金	894,778,385
	資金期末残高	894,778,385
2. 重要な非資金取引		
(1) ファイナンス・リースによる資産の取得		438,928,200
(2) 現物寄附の受入による資産・消耗品の取得		6,829,009

(減損会計関係)

該当事項はありません。

(重要な債務負担行為)

該当事項はありません。

(金融商品に関する事項)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しております。また、未收債権等については、会計規程に沿ってリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)			
	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額(*)
現金及び預金	894,778,385	894,778,385	-
未収金	99,464,472	99,464,472	-
長期未払金	(405,317,354)	(405,370,767)	(53,413)
未払金	(503,535,028)	(503,535,028)	-

(*)負債に計上されているものは、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

現金及び預金、未収金および未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

長期未払金
長期未払金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する事項)
該当事項はありません。

(公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト)

(単位:円)

I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用	3,054,267,433	
(2) (控除)自己収入等	△ 1,513,339,251	
業務費用合計		1,540,928,182
II 資本剰余金を減額したコスト等		118,318,697
III 機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	100	
地方公共団体出資の機会費用	149,526,089	149,526,189
IV 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト		1,808,773,068

(注1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計上方法
天草市財産条例に基づき、使用料を算定しております。

(注2) 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率
新発10年国債の令和7年3月末利回りを参考に1.485%で計算しております。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類		期 首	当 期	当 期	期 末	減価償却累計額		減損損失累計額			差引当期末	備 考
		残 高	増加額	減少額	残 高		当期償却額	当期減損損失	当期減損損失相当額		残 高	
有形固定資産 (特定償却資産)	建 物	3,362,643,099	-	-	3,362,643,099	2,313,945,067	101,796,206	-	-	-	1,048,698,032	
	構 築 物	907,200	-	-	907,200	439,083	59,875	-	-	-	468,117	
	工具器具備品	320,984,113	54,274,100	-	375,258,213	321,553,173	13,706,789	-	-	-	53,705,040	
	計	3,684,534,412	54,274,100	-	3,738,808,512	2,635,937,323	115,864,870	-	-	-	1,102,871,189	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建 物	1,420,672,842	4,102,338	-	1,424,775,180	648,213,195	75,488,548	-	-	-	776,561,985	
	構 築 物	47,132,583	9,577,740	-	56,710,303	36,228,744	2,794,769	-	-	-	20,481,559	
	機械装置	18,322,000	4,620,000	-	22,942,000	16,490,242	358,380	-	-	-	6,451,758	
	工具器具備品	1,460,846,585	413,476,304	231,127,377	1,643,195,512	854,748,468	190,679,430	-	-	-	788,447,044	
	図 書	1,157,428,889	11,793,360	6,486,224	1,162,736,025	-	-	-	-	-	1,162,736,025	
	計	4,104,402,879	443,569,742	237,613,601	4,310,359,020	1,555,680,649	269,320,127	-	-	-	2,754,678,371	
非償却資産	土 地	9,088,942,082	-	-	9,088,942,082	-	-	-	-	-	9,088,942,082	
	美術品・收藏品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	-	-	-	29,200,000	
	建設仮勘定	810,040	36,815,958	810,040	36,815,958	-	-	-	-	-	36,815,958	
	計	9,118,952,122	36,815,958	810,040	9,154,958,040	-	-	-	-	-	9,154,958,040	
有形固定資産 合 計	土 地	9,088,942,082	-	-	9,088,942,082	-	-	-	-	-	9,088,942,082	
	建 物	4,783,315,941	4,102,338	-	4,787,418,279	2,962,158,262	177,284,754	-	-	-	1,825,260,017	
	構 築 物	48,039,763	9,577,740	-	57,617,503	36,667,827	2,854,644	-	-	-	20,949,676	
	機械装置	18,322,000	4,620,000	-	22,942,000	16,490,242	358,380	-	-	-	6,451,758	
	工具器具備品	1,781,830,698	467,750,404	231,127,377	2,018,453,725	1,176,301,641	204,387,219	-	-	-	842,152,084	注)
	図 書	1,157,428,889	11,793,360	6,486,224	1,162,736,025	-	-	-	-	-	1,162,736,025	
	美術品・收藏品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	-	-	-	29,200,000	
	建設仮勘定	810,040	36,815,958	810,040	36,815,958	-	-	-	-	-	36,815,958	
	計	16,907,889,413	534,659,800	238,423,641	17,204,125,572	4,191,617,972	384,884,897	-	-	-	13,012,507,600	
無形固定資産 (特定償却資産)	ソフトウェア	-	825,000	-	825,000	123,750	123,750	-	-	-	701,250	
	計	-	825,000	-	825,000	123,750	123,750	-	-	-	701,250	
無形固定資産 (特定償却資産以外)	ソフトウェア	17,537,500	57,651,000	-	75,188,500	24,263,450	9,941,159	-	-	-	50,925,050	
	電話加入権	352,000	-	-	352,000	-	-	288,000	-	-	64,000	
	計	17,889,500	57,651,000	-	75,540,500	24,263,450	9,941,159	288,000	-	-	50,989,050	
無形固定資産 合 計	ソフトウェア	17,537,500	58,476,000	-	76,013,500	24,387,200	10,064,909	-	-	-	51,626,300	
	電話加入権	352,000	-	-	352,000	-	-	288,000	-	-	64,000	
	計	17,889,500	58,476,000	-	76,365,500	24,387,200	10,064,909	288,000	-	-	51,690,300	
投資その他の資産	差入資金・保証金	504,000	-	-	504,000	-	-	-	-	-	504,000	
	繰上金は利息控除等	1,495,900	-	-	1,495,900	-	-	-	-	-	1,495,900	
	徴収不能引当金	-1,495,900	-	-	-1,495,900	-	-	-	-	-	-1,495,900	
	計	504,000	-	-	504,000	-	-	-	-	-	504,000	

注)

当期増加額のうち主なものは以下のとおりです。

工具器具備品	全学情報基盤システム(リース)	376,147 千円
	安定同位体比質量分析システム	29,899 千円

当期減少額のうち主なものは以下のとおりです。

工具器具備品	全学情報基盤システム(リース)	228,000 千円
--------	-----------------	------------

(2) 棚卸資産の明細

(単位:円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯 蔵 品	92,625	703,065	-	658,024	-	137,666	
計	92,625	703,065	-	658,024	-	137,666	

(3) 無償使用公有財産等の明細

(単位:円)

区 分	種 別	所 在 地	面 積	構 造	機会費用 の金額	摘 要
土地	土 地	天草市天草町大江1003番地	8.26㎡		100	機器設置
計			8.26㎡		100	

(4) 有価証券の明細

(4)ー1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(4)ー2 投資その他の資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(5) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(6) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(7) 公立大学法人債の明細

該当事項はありません。

(8) 引当金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
徴収不能引当金	1,495,900	-	-	-	1,495,900	
計	1,495,900	-	-	-	1,495,900	

(9) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(10) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(11) 資本剰余金の明細

(単位:円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
無償譲与	29,552,000	-	-	29,552,000	
目的積立金	693,780,412	55,099,100	-	748,879,512	注)
計	723,332,412	55,099,100	-	778,431,512	

注) 当期増加額は、資産の取得によるものであります。

(12) 目的積立金の取崩しの明細

(単位:円)

積立金の名称 及び事業名	教育研究等 環境整備目的積立金	前中期目標期間繰越積立金		計
	その他	教育研究等 環境整備事業	その他	
教育経費				
消耗品費		160,223		160,223
備品費		3,303,704		3,303,704
通信運搬費		908,970		908,970
保守費		165,000		165,000
修繕費		774,400		774,400
報酬委託手数料		5,167,380		5,167,380
工具・器具・備品		54,274,100		54,274,100
ソフトウェア		825,000		825,000
小 計	-	65,578,777	-	65,578,777
教育研究支援経費				
消耗品費		2,169,200		2,169,200
保守費		886,050		886,050
報酬・委託・手数料		32,851,500		32,851,500
小 計	-	35,906,750	-	35,906,750
中期目標期間終了時の積立金への振替額	400,054,438		11,136,557	411,190,995
合 計	400,054,438	101,485,527	11,136,557	512,676,522

(13) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(13)-1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当 期 振 替 額			期末残高
			運営費 交付金収益	資本剰余金	小 計	
令和6年度	-	1,411,223,008	1,411,223,008	-	1,411,223,008	-
合 計	-	1,411,223,008	1,411,223,008	-	1,411,223,008	-

(13)-2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	令和6年度交付分	合 計
費用進行基準	263,352,386	263,352,386
期間進行基準	1,147,870,622	1,147,870,622
計	1,411,223,008	1,411,223,008

(14) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(14)ー1 施設費の明細

該当事項はありません。

(14)ー2 補助金等の明細

(単位:円)

名称	交付元	経費の別	期首 残高	当期 交付額	当期振替額					期末 残高	摘 要
					長期繰延 補助金等	資本剰余金	長期繰り 補助金等	補助金等 収益	その他		
外国人水銀 研究者育成 支援事業費 補助金	熊本県	直接 経費	-	17,664,943	-	-	-	17,664,943	-	-	交付決定額 17,664,943
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域活性化 人材育成事 業～SPARC ～	文部科学省 (熊本大学)	直接 経費	-	21,000,000	-	-	-	21,000,000	-	-	交付決定額 21,000,000
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計		直接 経費	-	38,664,943	-	-	-	38,664,943	-	-	
		間接 経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	-	38,664,943	-	-	-	38,664,943	-	-	

注) 損益計算書の補助金等収益は、長期繰延補助金等からの振替分(14,644,312円)が含まれるため、上記補助金等収益とは一致しません。

(15) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給与等		退職給付	
		金額	支給人員	金額	支給人員
役 員	常 勤	57,696,210	4	-	-
	非常勤	1,467,000	2	-	-
	計	59,163,210	6	-	-
教 員	常 勤	774,916,123	88	98,797,437	7
	非常勤	86,232,444	120	-	-
	計	861,148,567	208	98,797,437	7
職 員	常 勤	254,506,602	39	-	-
	非常勤	204,448,920	151	-	-
	計	458,955,522	190	-	-
合 計	常 勤	1,087,118,935	131	98,797,437	7
	非常勤	292,148,364	273	-	-
	計	1,379,267,299	404	98,797,437	7

注1) 役員に対する報酬は、公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則に基づき支給しております。

注2) 教職員に対する給与は、公立大学法人熊本県立大学職員給与規則及び公立大学法人熊本県立大学非常勤職員就業規則に基づき支給しております。

注3) 教職員に対する退職手当は、公立大学法人熊本県立大学職員退職手当規則に基づき支給しております。

注4) 役員及び教職員の報酬又は給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

注5) 上記明細には受託研究費、共同研究費及び受託事業費等による人件費は含まれておりません。

(16) 開示すべきセグメント情報

該当事項はありません。

(17) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

業務費

教育経費

消耗品費	64,068,056	
備品費	13,697,275	
印刷製本費	9,107,444	
水道光熱費	46,760,418	
旅費交通費	16,787,584	
通信運搬費	7,367,251	
賃借料	16,241,632	
車両燃料費	104,810	
保守費	72,503,065	
修繕費	67,944,644	
損害保険料	267,925	
広告宣伝費	2,171,400	
行事費	14,233,305	
諸会費	795,632	
会議費	57,800	
報酬・委託・手数料	57,019,751	
助成金	1,460,000	
租税公課	1,200	
奨学費	146,837,150	
減価償却費	127,761,571	665,187,913

研究経費

消耗品費	19,847,327	
備品費	11,559,862	
印刷製本費	1,676,730	
水道光熱費	7,860,112	
旅費交通費	16,541,438	
通信運搬費	710,083	
賃借料	385,960	
保守費	20,381,610	
修繕費	6,403,848	
損害保険料	3,120	
諸会費	3,619,216	
報酬・委託・手数料	7,388,931	
減価償却費	19,599,550	115,977,787

教育研究支援経費

消耗品費	30,450,012	
備品費	1,290,476	
印刷製本費	1,287,298	
水道光熱費	14,473,200	
旅費交通費	1,530,584	
通信運搬費	3,839,068	
賃借料	8,898,381	
保守費	21,186,529	
修繕費	2,281,822	
損害保険料	21,730	
広告宣伝費	357,500	
諸会費	692,800	
報酬・委託・手数料	78,573,402	
租税公課	6,850	
減価償却費	108,224,204	273,113,856

受託研究費

消耗品費	11,342,254	
備品費	2,508,263	
印刷製本費	540,594	
水道光熱費	18,634,411	
旅費交通費	11,787,188	
通信運搬費	694,584	
賃借料	4,339,062	
保守費	143,000	
修繕費	2,065,310	
損害保険料	212,260	
諸会費	87,656	
報酬・委託・手数料	15,059,528	
租税公課	101,000	
減価償却費	8,693,967	
教員人件費	625,033	
職員人件費	36,003,301	112,837,411

共同研究費			
消耗品費	3,559,951		
備品費	2,652,650		
水道光熱費	2,635,098		
旅費交通費	1,540,683		
通信運搬費	17,171		
賃借料	168,152		
修繕費	235,950		
報酬・委託・手数料	1,652,253		
減価償却費	290,207		
職員人件費	5,019,895		17,772,010
受託事業費			
消耗品費	3,011,641		
印刷製本費	3,360		
水道光熱費	562,650		
旅費交通費	1,509,972		
通信運搬費	23,451		
賃借料	871,643		
修繕費	981,690		
損害保険料	68,920		
諸会費	25,000		
報酬・委託・手数料	2,723,860		
雑費	1,056,000		
職員人件費	5,300,210		16,138,397
役員人件費			
役員報酬	41,859,008		
賞与	15,149,149		
法定福利費	5,519,862		
通勤手当	2,155,053		64,683,072
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	550,401,567		
賞与	221,189,926		
退職給付費用	98,797,437		
法定福利費	128,448,132		
通勤手当	3,324,630	1,002,161,692	
非常勤教員給与			
給料	86,101,794		
法定福利費	3,907,923		
通勤手当	130,650	90,140,367	1,092,302,059
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	187,669,536		
賞与	64,624,742		
法定福利費	40,579,325		
通勤手当	2,212,324	295,085,927	
非常勤職員給与			
給料	199,798,839		
法定福利費	30,000,976		
通勤手当	4,650,081	234,449,896	529,535,823
一般管理費			
一般管理費			
消耗品費	8,487,616		
備品費	604,010		
印刷製本費	967,202		
水道光熱費	16,540,785		
旅費交通費	4,486,124		
通信運搬費	3,348,405		
賃借料	6,420,322		
福利厚生費	2,809,950		
保守費	26,621,420		
修繕費	5,093,813		
損害保険料	12,144,460		
広告宣伝費	3,207,760		
諸会費	3,098,187		
報酬・委託・手数料	41,353,595		
銀行手数料	3,200,733		
租税公課	1,960,799		
減価償却費	14,691,787		
交際費	16,000		155,052,968

(18) 寄附金の明細

(単位:円、件)

区 分	当期受入額	件数	摘 要
—	12,970,557	571	注1)、注2)
合 計	12,970,557	571	

注1)セグメントは単一のため、区分欄は記載を省略しております。

注2)現物寄附の件数は566件、金額は6,829,009円です。

(19) 受託研究の明細

(単位:円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	—	3,632,000	3,632,000	—
	間接経費	—	543,500	543,500	—
地方独立行政法人等 (設立団体)	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
地方公共団体等 (設立団体以外)	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
国	直接経費	—	704,000	704,000	—
	間接経費	—	—	—	—
独立行政法人・ 国立大学法人	直接経費	13,345,446	78,174,000	78,783,511	12,735,935
	間接経費	2,724,307	22,586,204	23,589,495	1,721,016
株式会社等	直接経費	300,000	6,358,000	6,358,000	300,000
	間接経費	—	946,200	946,200	—
その他	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
合 計	直接経費	13,645,446	88,868,000	89,477,511	13,035,935
	間接経費	2,724,307	24,075,904	25,079,195	1,721,016

(20) 共同研究の明細

(単位:円)

共同研究契約 の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
地方独立行政法人等 (設立団体)	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
地方公共団体等 (設立団体以外)	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
国	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
独立行政法人・ 国立大学法人	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
株式会社等	直接経費	4,893,801	13,924,186	14,974,112	3,843,875
	間接経費	39,000	2,596,098	2,635,098	—
その他	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
合 計	直接経費	4,893,801	13,924,186	14,974,112	3,843,875
	間接経費	39,000	2,596,098	2,635,098	—

(21) 受託事業等の明細

(単位:円)

委託者等	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	-	2,816,000	2,816,000	-
	間接経費	-	421,650	421,650	-
地方独立行政法人等 (設立団体)	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
地方公共団体等 (設立団体以外)	直接経費	-	949,000	949,000	-
	間接経費	-	141,000	141,000	-
国	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
独立行政法人・ 国立大学法人	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
株式会社等	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
その他	直接経費	-	12,398,157	12,398,157	-
	間接経費	-	-	-	-
合 計	直接経費	-	16,163,157	16,163,157	-
	間接経費	-	562,650	562,650	-

(22) 科学研究費助成事業等の明細

(単位:円、件)

種 目	当期受入額	件数	摘 要
基盤研究(S)	-	-	
基盤研究(A)	(1,590,000) 477,000	4	
基盤研究(B)	(17,243,244) 4,854,000	16	
基盤研究(C)	(24,421,000) 6,846,300	37	
学術変革領 域研究(A)	(1,900,000) 570,000	1	
国際共同研 究強化(B)	(250,000) -	1	
研究活動 スタート	(2,800,000) 840,000	3	
若手研究	(1,900,000) 570,000	4	
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策 総合研究事業(F A) (厚生労働科学研究費補助金)	(1,000,000) -	1	
外国人招へい研究者(短期)	(150,000) -	1	
合 計	(51,254,244) 14,157,300	68	

注1) 受入額は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については外数()書きとしております。

注2) 受入額には他大学等の研究分担者への送金額は含めず、他大学から本学研究分担者あての送金額を含めております。

(23) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

① 現金及び預金の明細

(単位:円)

区 分	金 額	摘 要
現 金	182,950	
預 金	894,595,435	
合 計	894,778,385	

② 未払金及び長期未払金の明細

(単位:円)

区 分		金 額
未 払 金	固 定 資 産	57,643,908
	人 件 費	121,482,369
	リース債務	124,112,887
	そ の 他	200,295,864
	小 計	503,535,028
長 期 未 払 金	リース債務	405,317,354
合 計		908,852,382